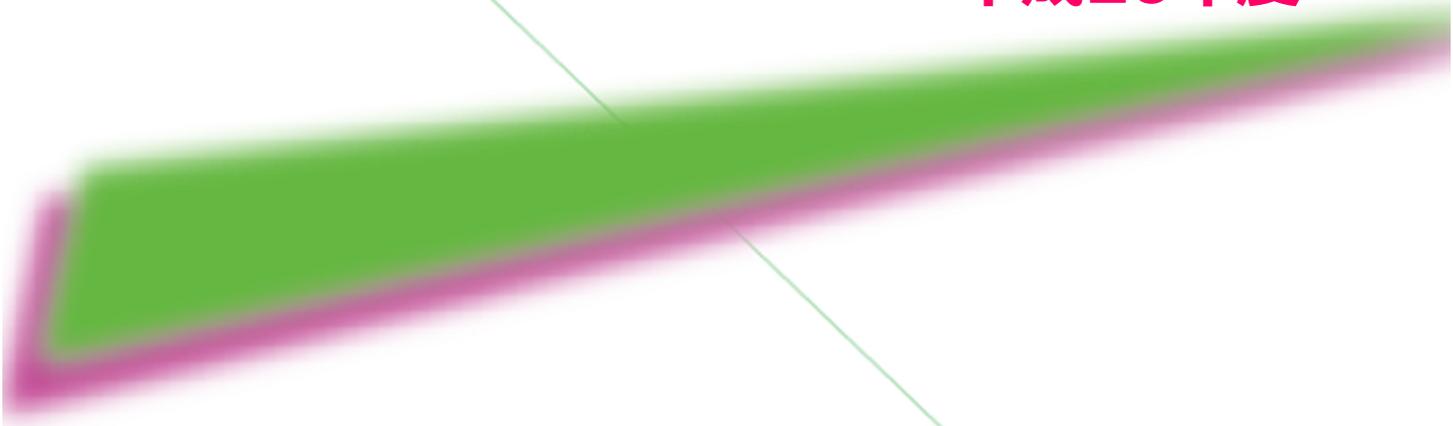




羽村市

環境報告書

2014
平成26年度



羽 村 市 環 境 方 針

1 基本理念

羽村市は、清流多摩川に生まれ、武蔵野の面影が残る水と緑に恵まれたまちです。

この貴重な財産を、より豊かにして未来の市民へと伝えていくためには、市民・事業者・市が一体となって、環境に配慮したまちづくりを進めることが必要です。

今日の環境問題は、社会全体で取り組まなければ解決できない課題となっており、地球規模で考え地域から活動していくことが重要です。

このため羽村市は、環境マネジメントシステムを導入することによって、率先して環境問題に取り組んでいきます。

さらに、このシステムにより職員一人ひとりが環境に対する意識を高め、工夫を凝らし、行政サービスの向上に努めていきます。

2 基本方針

羽村市は、環境に配慮した事務・事業を推進し、継続的に環境の保全・改善に取り組み、将来の世代へより良い環境を継承します。

- (1) 市の環境保全等に関する計画を推進します。
- (2) 省エネルギー、省資源、リサイクルを推進します。
- (3) 環境に配慮した物品の購入に努めます。
- (4) 環境関連法令を遵守し、汚染の予防に努めます。
- (5) 環境目的・環境目標を定め、定期的に見直しを行い、継続的な改善に努めます。
- (6) 環境方針に沿った活動を継続的に推進するため、職員に対して、環境に関する研修と周知を行うとともに、職員の自発的な環境意識の高揚を図ります。
- (7) 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を公表します。

平成 15 年 4 月 16 日

羽 村 市 長

並木 心

目 次

第1章 羽村市の概要について	1
1 地勢	1
2 羽村市環境行政の現況について	2
3 羽村市の環境マネジメントシステムの歩み	3
第2章 施策体系別進捗状況	5
1 環境とみどりの基本計画 施策の体系	6
2 都市環境分野	8
3 自然環境分野	41
4 地球環境分野	55
5 環境学習分野	61

2 羽村市の環境行政の現況について

(1) 羽村市環境基本条例

羽村市の環境の全分野にわたる基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにし、環境保全に関する施策の基本となる環境基本計画の策定や地球環境の保全、市、市民、事業者の協働などによる、環境保全のための制度や政策に関する基本方針を示した「羽村市環境基本条例」を平成 13 年 12 月に制定し、平成 14 年 4 月に施行しました。条例は、環境の保全・回復・創出についての基本理念を次のように掲げています。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、市民及び事業者が健康で安全かつ快適な生活を営むうえで必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、循環型社会を基調とした、環境への負荷が少なく自然との調和のとれた社会を構築するため、すべてのものの積極的な取組みにより推進されなければならない。

3 環境の保全等は、地域の環境が地球全体の環境と密接に関わっていることから、すべてのものが日常生活や事業活動において自らの問題として認識し、地球環境に配慮した自発的な取組みにより推進されなければならない。

(2) 羽村市環境とみどりの基本計画

自然を損なわずに、現在及び将来の市民が、健康で安全な生活を営むことのできる良好な環境を確保するため、平成 13 年 3 月に「羽村市環境基本計画」を策定し、5 年後の平成 19 年 3 月に見直しを行いました。見直しにあたっては、羽村市長期総合計画後期基本計画との整合を図り、社会情勢の変化を踏まえることを基本とし、主な指標のうち数値化できるものについては数値目標を掲げ、推進してきました。

平成 26 年 3 月には環境基本計画、みどりの基本計画、生物多様性地域戦略を統合した「羽村市環境とみどりの基本計画～環境・みどり・生物多様性を包括的に進める はむらプラン～(計画期間 H26～H35)」を策定し、平成 26 年度から運用を開始しています。

(環境基本計画の基本理念)

人と自然との共生をめざし、川や緑を守り育て、水や空気や土を汚さず、健康で安全に暮らし続けられるまち 羽村

(基本目標)

都市環境分野 ～自然と都市が調和し、資源がめぐり、みらいへつなぐまち～

自然環境分野 ～人と自然と生物が調和しながらめぐり、うるおいのまち～

地球環境分野 ～みんなと地球にやさしい、スマートなまち～

環境情報分野 ～すべての人が環境を考え、学び、助け合う、実践・行動のまち～

3 羽村市の環境マネジメントシステムの歩み

(Environment Management System : EMS)

市では、平成12年8月に国際規格である「ISO14001 環境マネジメントシステム(EMS)」の認証取得し、環境マネジメントを行ってきました。その後、平成22年4月からは、独自のEMS「エコクリはむら」の運用を進めてきました。

平成25年6月には、より合理的かつ効果的なマネジメントを実行するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」による「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」による管理規定、「エコクリはむら」によるマネジメント、グリーン購入法による調達方針を統合した、「エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画」を策定し、様々な環境負荷低減施策を実行しています。

羽村市エネルギーの合理化及び地球温暖化対策統合実行計画

(1) 計画の目的

「羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画」（以下「本計画」という。）は、エネルギーの使用の合理化に関する法律第3条第1項により、特定事業者が義務付けられているエネルギーの使用の合理化のためにエネルギーを使用する者等が講ずべき措置に関する基本的な事項と、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている、温室効果ガスの排出量の削減のための措置に加え、市の環境マネジメントシステムであるエコクリはむらを統合し、羽村市地球温暖化対策地域推進計画との整合を図り、中長期に渡り効果的に省エネルギー及び温室効果ガス削減を実行するための計画として策定しました。

羽村市の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づきエネルギー使用の合理化及び温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、省エネルギー化及び地球温暖化対策の推進を図るとともに、市の率先した取り組みの成果等を広くPRしていくことで、市民や事業者等の省エネルギー化及び地球温暖化防止に向けた取り組みの更なる実践を促すことを目的とします。

(2) 計画の期間

平成25年度～平成27年度（一次計画）

平成28年度～平成32年度（二次計画）

(3) 計画の目標

市の施設から排出される温室効果ガスの総排出量を平成22年度比で16.45%削減します。

平成22年度比16.45%減の数値は、平成2年度比25%減と同じ数値です。

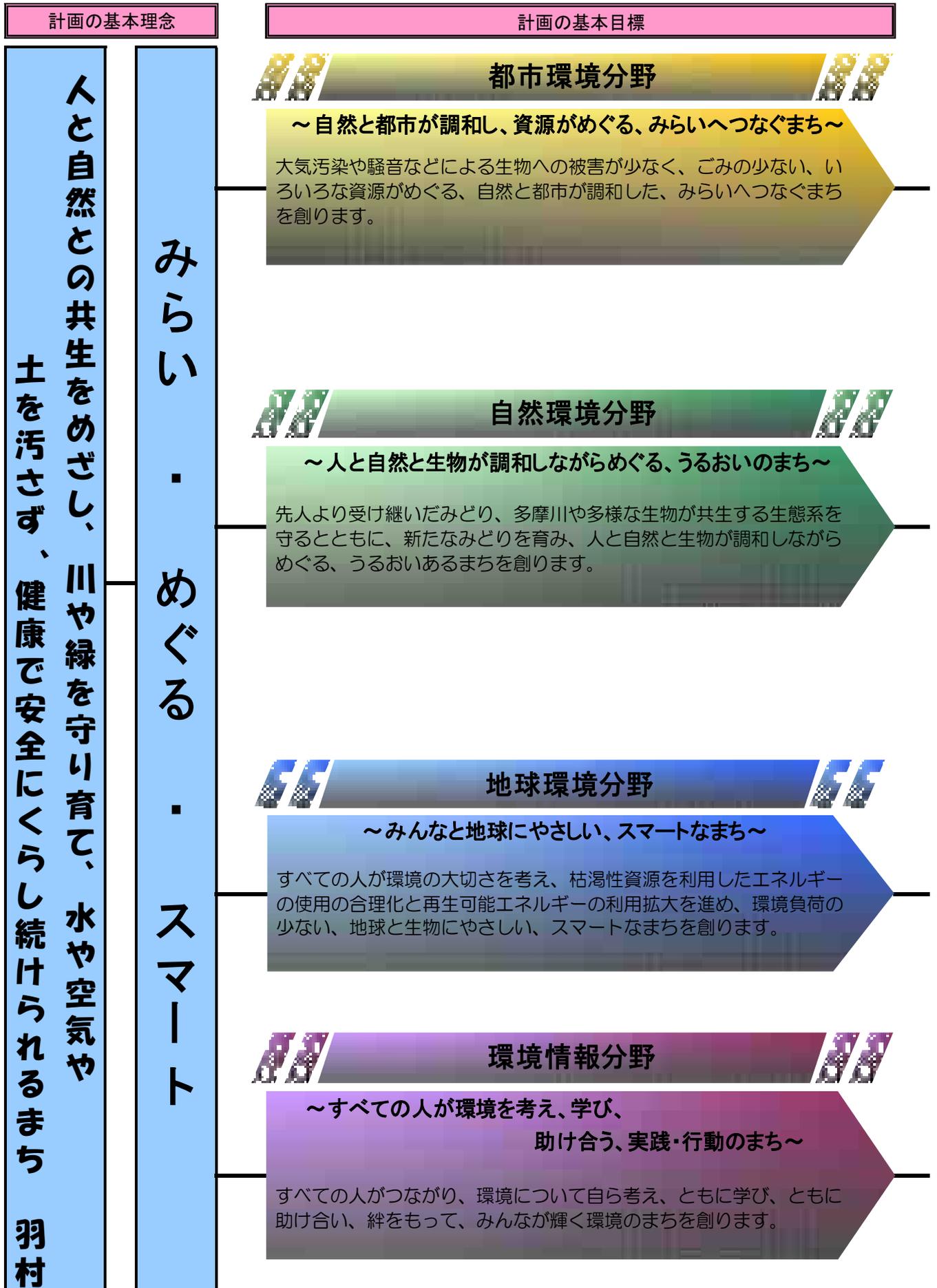
平成22年度総排出量	5538.8 t-CO2
平成27年度までの削減目標	457.0 t-CO2
平成27年度の目標排出量	5081.8 t-CO2
エネルギー使用量及び温室効果ガスの総排出量に係る年削減目標 ※ただし、前年が本目標に達していない場合には、これを加算する。	1.65%

市の施設から排出される温室効果ガス排出量(ト)



施策体系別進捗状況

1 環境とみどりの基本計画 施策の体系



分野別項目と個別目標		行動方針
【地域環境保全】	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、有害化学物質、放射性物質、電磁波、光害など、多くの人や生物に影響を与え、良好な地域環境の維持に支障のある問題を防止し、地域環境を保全します。	方針1 良好な地域環境の保全 方針2 地域環境における新たな問題への対応
【生活環境】	自然と都市が調和した、安全で快適な環境を損なう行為を防止し、計画的かつ地区の特性に合ったまちなみを形成し、未来につなぐ環境都市を目指します。	方針1 ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止 方針2 安全で快適な環境を損なう行為の防止 方針3 愛護動物の適正飼養 方針4 自然と調和した良好なまちなみの形成 方針5 みどりによる災害対策
【循環型社会】	3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再利用、Recycle：再生利用）を推進し、ごみが少なく、資源を有効に利用し、資源が循環するまちを創出します。	方針1 3Rの推進 方針2 ごみの適正処理 方針3 グリーン購入の推進
【樹林・緑化】	樹林地、歴史ある樹木など既存のみどりを保全するとともに、屋上や駐車場などの都市空間に新たなみどりを創出します。	方針1 既存のみどりの保全 方針2 歴史あるみどりの保全 方針3 新たなみどりの創出
【田園】	田園のみどりを保全し、いこいのあるまちを守ります。	方針1 都市農地の保全 方針2 田園によるみどりの保全（伝統的農の風景）
【公園緑地】	みどりを守るため、地域とともに公園のみどりを保全し、地域に親しまれる公園を整備します。	方針1 みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備
【水環境】	水の有効利用、雨水の地下浸透、地下水の涵養に努めるとともに、多摩川の清流を守り、適正な水の循環を創出します。	方針1 適正な水の循環（雨水の管理） 方針2 河川の保全
【自然景観】	多摩川周辺の自然や田園風景、崖線のみどりなどの自然環境の保全と再生に努めることによって美しい自然景観を守り、うるおいのあるまちを目指します。	方針1 多摩川周辺の自然景観の保全 方針2 崖線のみどりの保全
【生物多様性】	地域にあった多様な生物が共生する環境と、共生と循環による自然のことに沿った行動を進め、人と自然が共生するまちを目指します。	方針1 多様な生物が共生できる環境の確保 方針2 在来生物の保全 方針3 外来種対策 方針4 市街地における生態系の確保
【地球温暖化対策】	地球温暖化を防止するため、羽村市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、取り組みを推進し、市域から生じる温室効果ガスを削減します。	方針1 地球温暖化対策の推進
【エネルギー対策】	枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化と再生可能エネルギーの利用拡大を図り、地球と生物にやさしいエネルギー社会を目指します。	方針1 枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化 方針2 再生可能エネルギーの利用拡大
【スマートライフ】	スマートグリッド、スマート交通システムなど先端の情報・環境技術を積極的に導入し、市民生活の利便性を向上させつつ、人がスマートに暮らす、地球と生物にやさしいまちを創出します。	方針1 スマートグリッド形成の研究と整備 方針2 スマート交通システムの研究と整備 方針3 次世代自動車とエネルギー供給インフラの推進
【環境学習】	誰もが生涯を通じて環境を学べるよう、事業者、学校、団体等と連携、協力、協働し、環境学習に積極的なまちを創出します。	方針1 多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進
【環境活動】	誰もが環境活動に携われるよう、地域と連携したみんなで活動できる機会を充実し、環境活動が盛んなまちを創出します。	方針1 多様な主体と協働した環境活動の推進 方針2 体験型環境活動の推進
【人材育成】	環境学習、環境活動における引率的役割を担える人材を育成するため、人材育成機会を創出します。	方針1 地域環境リーダーの育成
【情報発信】	環境に関する情報を収集し、適切に情報提供されるまちを創出します。	方針1 環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進

2 都市環境分野

～自然と都市が調和し、資源がめぐり、みらいへつなぐまち～

大気汚染や騒音などによる生物への被害が少なく、ごみの少ない、いろいろな資源がめぐり、自然と都市が調和した、みらいへつなぐまちを創ります。

地域環境保全

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、有害化学物質、放射性物質、電磁波、光害など、多くの人や生物に影響を与え、良好な地域環境の維持に支障のある問題を防止し、地域環境を保全します。

方針 1 良好な地域環境の保全

良好な地域環境の保全の進捗					
管理指標	項目	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
	① 大気汚染	80.0%	80.0%	80.0%	大気汚染環境基準
	② 悪臭	100%	100%	100%	悪臭規制基準
	③ 水質汚濁	98.2%	98.2%	100%	水質汚濁環境基準
	④ 土壌汚染	100%	100%	100%	ダイオキシン・地下水環境基準
	⑤ 騒音・振動	85.7%	85.7%	90.0%	騒音・振動基準
	⑥ 地盤沈下	24,925 m ³	18,717m ³	26,500 m ³	地下水揚水量
	⑦ 有害化学物質	0.79t/日	1.09t/日	0.74t/日	大気排出量
①大気汚染環境基準 5 項目、②は規制基準、③は水質汚濁環境基準 57 項目、④はダイオキシン・浅層地下水環境基準 5 項目、⑤は一般環境騒音環境基準値、⑥は市域の地下水揚水量、⑦は東京都環境確保条例における適正管理化学物質の環境への排出量とし、達成度合いは①から⑤は基準達成率を、⑥は現状までの状況を勘案し平均値、⑦は代替物質等を勘案し年平均▲2%を基準とします					

1 法令で定められている公害対策等の届け出件数等

(1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく認可・届出件数

東京都の条例に基づき、工場及び指定作業場は、事業活動に伴い発生する公害を防止するため、あらかじめ認可を受け、または届出をする義務があります。 (届出件数)

区分	件数	区分	件数
工場設置認可	2	指定作業場設置届	4
工場変更認可	23	指定作業場変更届	1
工場完成届	26	指定作業場承継届	—
工場氏名等変更届	2	地下水揚水量報告書	6
公害防止管理者選・解任届	2	化学物質使用量等報告書	21
土壌汚染状況調査報告書	—	化学物質管理方法書	12
土壌汚染拡散防止措置完了届	1	石綿飛散防止方法等計画届	—

(2) 騒音規制法及び振動規制法に基づく届出件数

法律に基づき、騒音や振動を発生する工場及び事業場の事業活動や建設工事を行うときは、あらかじめ届出をする義務があります。(届出件数)

区 分	法 律 名	
	騒 音 規 制 法	振 動 規 制 法
特定施設設置届	—	—
特定施設数変更届	—	—
氏名等変更届	—	—
特定建設作業実施届	5	4

(3) 苦情・相談

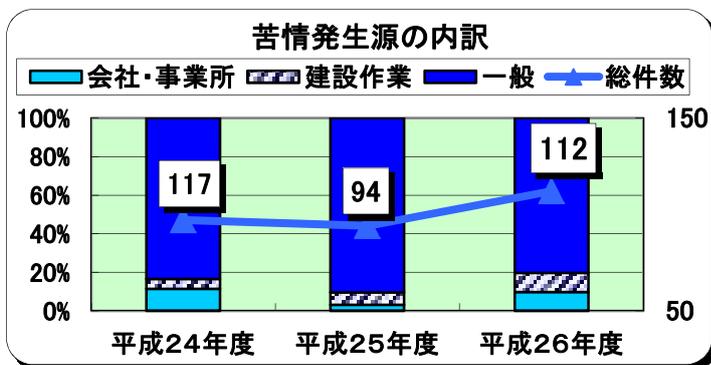
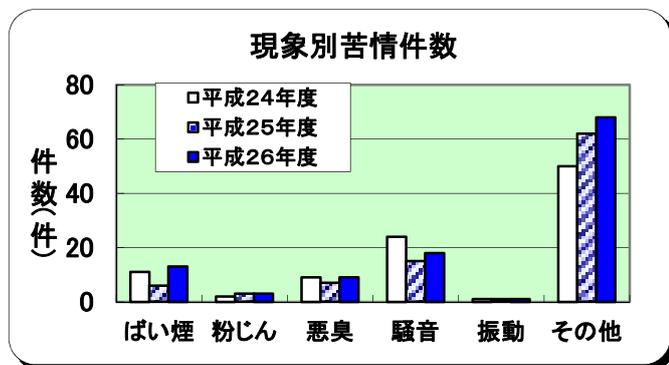
市には、環境に関する苦情や相談が寄せられています。

苦情の発生源は、大きく分けて「工場や建設現場」、「解体工事現場」、「日常生活」からとなっており、平成26年度は112件の苦情が寄せられました。現象別で見ると、一般家庭の焼却行為によるばい煙や悪臭、騒音の割合が高く、いわゆる典型7公害*以外の苦情や相談も多くなっています。「その他」の苦情の多くは雑草や樹木、犬猫などペットに関する苦情です。

工場地域からの騒音への苦情もあり、法律や条例で定められた環境基準を満たしている場合でも個人の感覚により苦情として市に寄せられます。その他、日常生活において近隣とのコミュニケーションの希薄化により、隣近所に対しても直接苦情を伝えることができず、市に苦情として寄せられるケースもあります。

近隣とのトラブルを避けるためにも、日頃から近隣の方を思いやる気持ちを持ち、互譲の精神でコミュニケーションをとることが大切です。

※典型7公害：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭



(4) 衛生害虫等相談件数

市民から各種の衛生害虫等に関する相談が寄せられます。その中でも春から秋にかけての蜂に関する相談件数の割合が多数を占めています。

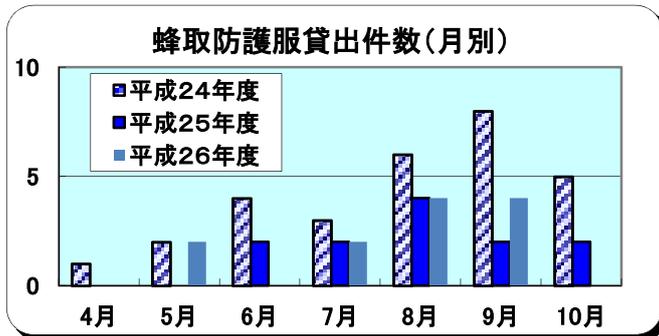
24年度	25年度	26年度
57件	53件	36件

種 類	ハチ類					毛虫等	計
	スズメバチ	アシナガバチ	ミツバチ	クマバチ	その他不		
相談件数	17	1	0	0	14	4	36

(5) 蜂取防護服貸出件数

市では、ハチを駆除する際に着用する防護服の貸し出しを行っています。

※市では駆除は行っていません。



2 大気汚染

(1) 二酸化窒素 (NO₂) 濃度の測定

主要交差点等における大気の状態を監視するため、年2回16地点において、二酸化窒素濃度を測定しています。二酸化窒素は自動車から排出された一酸化窒素が空気中で酸化することによって発生し、濃度が高くなると人体に影響を及ぼす恐れもあり、酸性雨の原因にもなります。

測定方法

交差点近くにある電柱などに、切符より少し大きいサイズのフィルターを24時間とりつけ、フィルターに付着した二酸化窒素の濃度を測定します(フィルターバッジ法)。

分析機関

いであ株式会社

調査結果

第1回 0.011ppm から 0.020ppm(平均 0.014ppm)

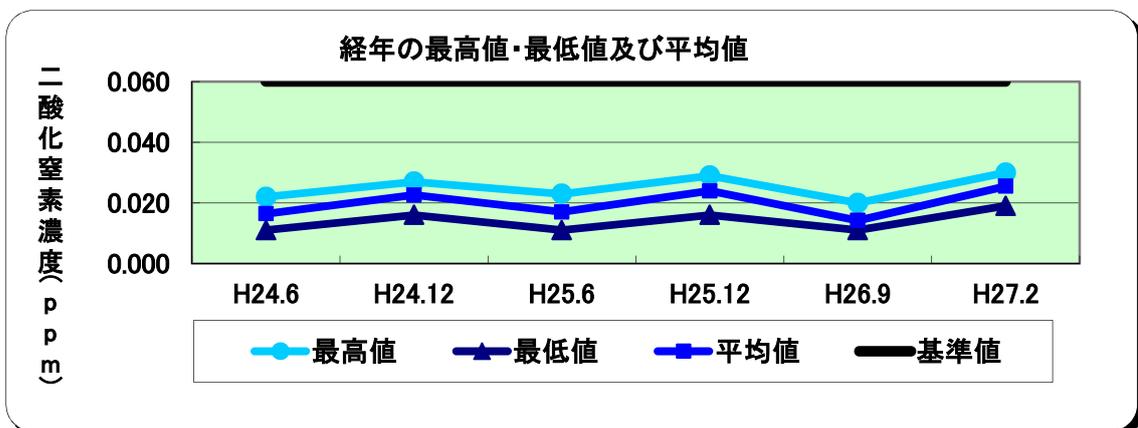
【平成26年9月18日(木)、19日(金)実施】

第2回 0.019ppm から 0.030ppm(平均 0.026ppm)

【平成27年2月16日(月)、17日(火)実施】

環境基準は、「0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内またはそれ以下」とされており、すべての地点で環境基準を達成しました。

交差点付近において排出される自動車排気ガスの量がそのまま分析結果に反映されるとは限りませんが、調査地点のうち、付近を通過する自動車が少ない地点では、毎回低い数値が得られています。



(2) 二酸化窒素 (NO₂)、二酸化硫黄 (SO₂)、浮遊粒子物質 (SPM) 濃度の判定

一般環境大気の状態を監視するため、市役所庁舎上において7日間連続で年2回、二酸化窒素・二酸化硫黄・浮遊粒子状物質の濃度を測定しています。

二酸化窒素は重油や灯油などの燃料が燃えるときや自動車、中でもディーゼル自動車から多く排出されます。二酸化硫黄は重油や石炭などの燃料に含まれる硫黄分が燃焼したときに発生します。浮遊粒子状物質はディーゼル自動車の排ガス中に含まれています。これらの物質は人体に影響し、光化学スモッグや酸性雨、花粉症の大きな原因になると言われています。

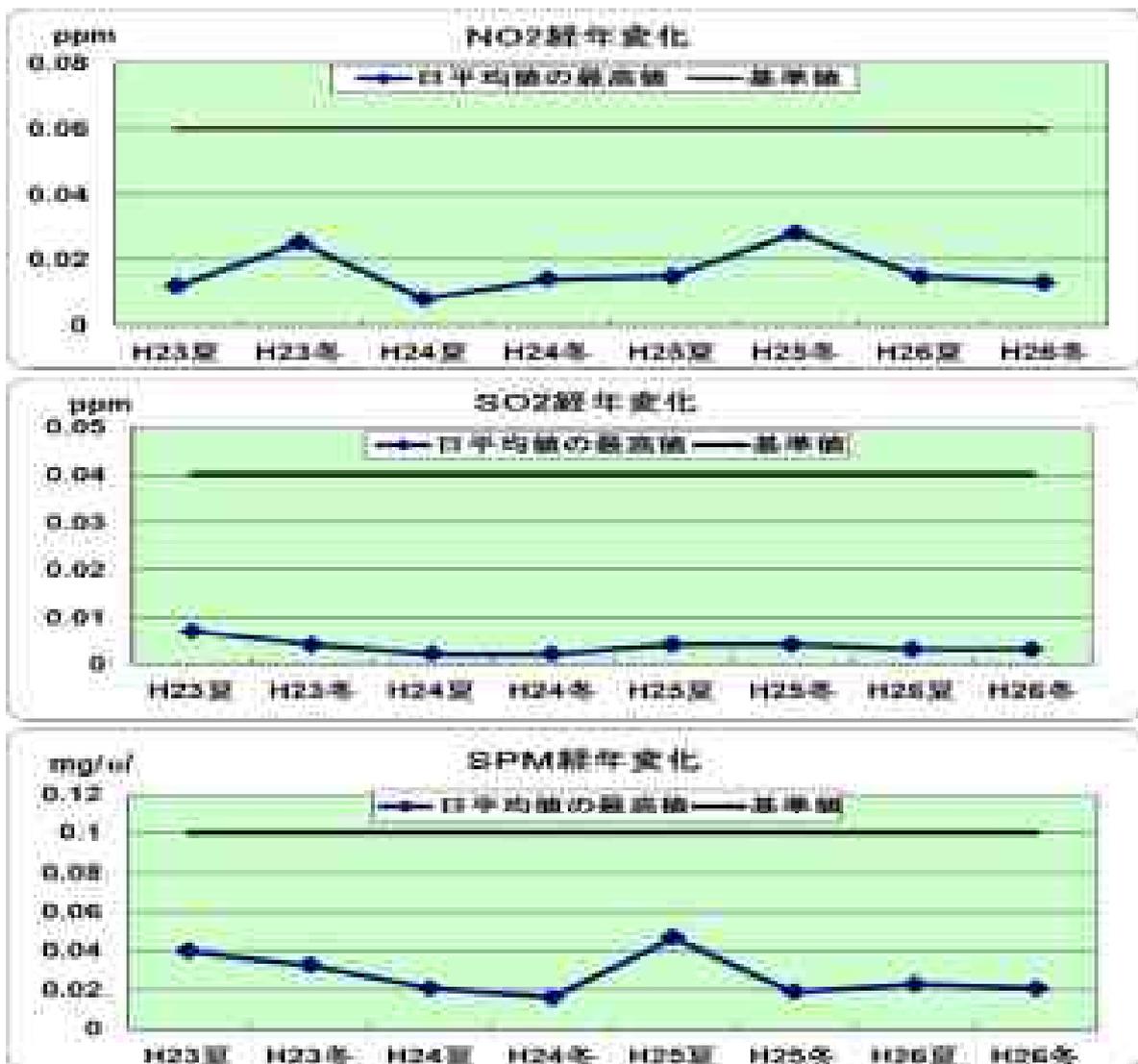
委託機関いであ株式会社

調査結果【平成26年8月7日(木)～13日(水)、平成27年2月5日(木)～11日(水) 実施】

二酸化窒素(NO₂)、二酸化硫黄(SO₂)及び浮遊粒子状物質(SPM)について、すべて環境基準を達成しました。

二酸化窒素及び二酸化硫黄は、期間を通し日中に比較的濃度が高くなる傾向がみられ、これは交通量の増加等による影響と思われる。

下図は、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質の3物質について、過去3年間の測定値(7日間のうち最も高かった日の値)を示したものです。



(3) 大気中および土壌中のダイオキシン類の実態を把握するため、大気中のダイオキシン類量と土壌中のダイオキシン類の毒性等量を測定する調査を行っています。

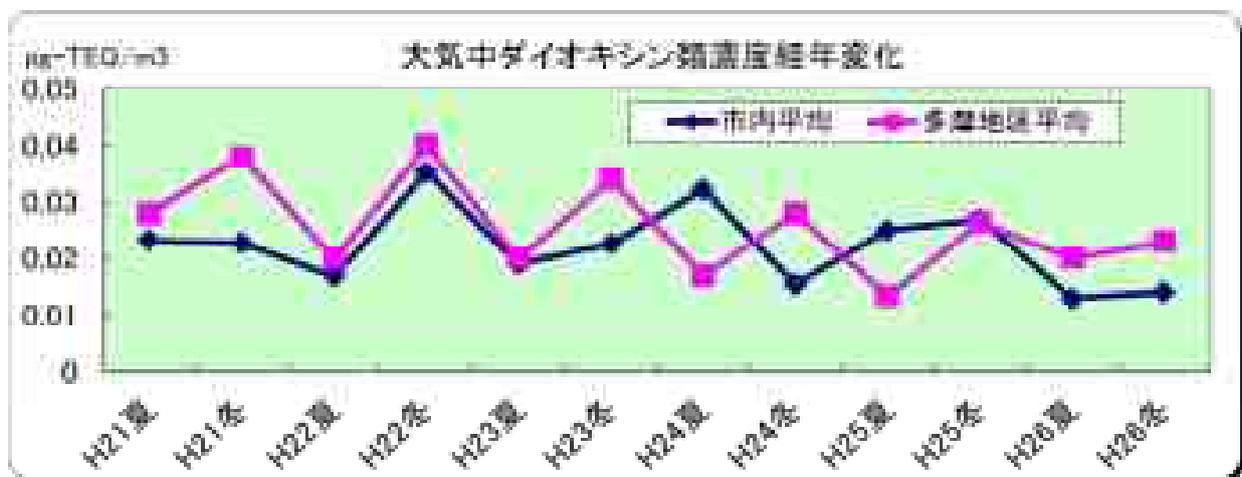
調査時期は、大気は夏季と冬季の年2回、土壌は夏季に年1回です。

調査場所については、大気は羽村市役所屋上と市内小中学校の2地点、土壌は富士見公園と市内小中学校の2地点です。

調査方法については、大気は1週間の計測を行い、土壌は土を採取し、分析を行っています。

① 大気 (単位: pg-TEQ/m³)

調査日	市庁舎屋上	栄小学校屋上	環境基準
平成26年8月7日(木)	0.001	0.0097	0.6
平成27年2月5日(木)	0.012	0.013	0.6



② 土壌 (単位: pg-TEQ/m³)

調査日	富士見公園	栄小学校	環境基準
平成26年8月5日(火)	0.19	3.2	1,000



(4) 酸性雨

雨の酸性度を監視するため、年間を通し市役所庁舎屋上で採取した雨水の pH、電気伝導率を測定しています。酸性雨とは工場・事業場の排煙、自動車の排ガス中に含まれている硫黄酸化物、窒素酸化物等の大気汚染物質が大気中・雨滴中で酸化され、硫酸・硝酸等となって降水に取り込まれてきた酸性度の強い雨のことをいいます。湖沼や河川に直接的な影響を与え、土壌、森林、建物等への被害が考えられます。また、酸性度が高くなると眼や皮膚を刺激することもあります。

測定方法 ろ過式採取装置（簡易測定）

分析機器 pH測定器 (株) エムケー・サイエンティフィック製 PCTestr35
電気伝導率計 (株) エムケー・サイエンティフィック製 PCTestr35

調査結果 計測の結果「酸性雨」であったのは 11 回、電気伝導率は 1.0~10.0 μ S/cm(マイクロ・メクス/センチメートル)の値でした。

月	24年度		25年度		26年度	
	pH	電	pH	電	pH	電
4月	7.3	6.0	7.3	8.0	5.3	3.0
	4.7	5.0	5.0	6.0	5.5	3.0
5月	7.1	6.0	5.4	4.0	-	-
	5.5	3.0	-	-	5.6	4.0
6月	6.0	7.0	7.6	4.0	7.1	3.0
	5.9	3.0	6.2	5.0	6.6	5.0
7月	5.1	9.0	4.3	3.0	6.9	5.0
	4.7	4.0	6.8	4.0	4.2	4.0
8月	5.7	10.0	7.7	2.0	5.1	5.0
	6.5	7.0	5.2	4.0	6.6	4.0
9月	6.0	5.0	4.4	2.0	4.6	4.0
	6.5	10.0	6.5	3.0	-	-
10月	6.0	3.0	6.1	3.0	7.0	2.0
	7.0	7.0	6.5	3.0	6.4	3.0
11月	6.9	3.0	5.0	4.0	-	-
	7.7	5.0	5.4	3.0	8.4	1.0
12月	7.5	1.0	7.0	1.0	9.0	5.0
	7.9	6.0	7.8	3.0	6.5	4.0
1月	7.9	10.0	7.8	2.0	7.1	5.0
	-	-	4.5	3.0	6.7	5.0
2月	8.1	3.0	5.0	3.0	-	-
	8.2	6.0	5.5	2.0	6.8	4.0
3月	5.7	2.0	5.1	4.0	7.0	4.0
	5.3	6.0	5.2	2.0	-	-
平均	6.5	5.5	6.0	3.4	6.4	3.8

※一は、雨量不足などによる欠測

電…電気伝導率
電流を伝導する度合いを表す指標であり、汚濁が進むほど高い値を示します。
電気伝導率 20 以下の雨…きれいな雨
20 から 50 の雨…不純物がやや多い雨
50 から 100 の雨…不純物が多い雨
100 以上の雨…不純物がかなり多い雨
として評価しています。



酸性雨を pH でみると・・・

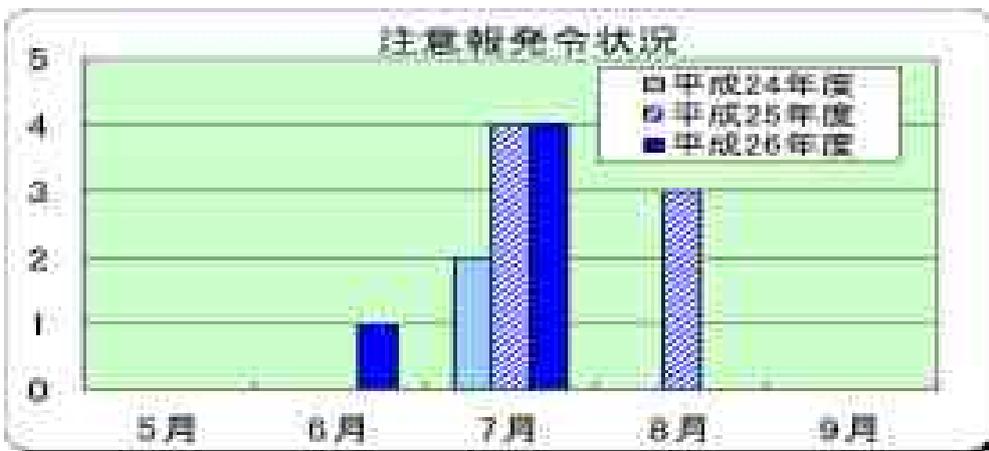
pH3以下 かなり強い酸性雨		pH4以下 やや強い酸性雨		pH5. 6以下 酸性雨	
pH2以下 生き物が生きていくのが難しくなる。		pH2~3以下 針葉樹林に被害が出る。		pH4~5以下 アサガオの花にはん点ができる。	
pH5~6 以下 魚類に影響が出る。					
pH 1	pH 2	pH 3	pH 4	pH 5	pH 6
バッテリー液(1.0)	胃液(1.5~2.0)	梅干(2.0) レモン(2.5) 酢(3.0)	ジュース(3.2)	日本茶(4.5~6.0) コーヒー(5.0~6.5)	牛乳(6.2)

(5) 光化学スモッグ

光化学スモッグは工場や自動車等から排出される窒素酸化物や炭化水素が、太陽の光（紫外線）で酸化され雲のようにたまったものをいいます。目がチカチカする、のどが痛くなるなどの症状が出る場合があります。

平成 26 年度の注意報発令回数は 5 回でした。

発令区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	多摩西部	東京都内
学校情報	0	1	4	9	3	0	17	28
注意報	0	0	1	4	0	0	5	9
警報	0	0	0	0	0	0	0	0



(6) 旧廃棄物処分地の排出ガスについて

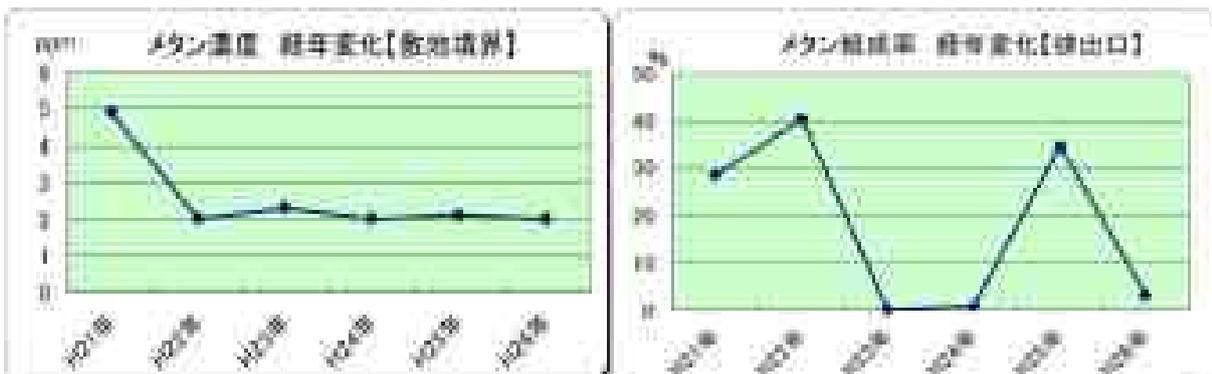
現在、羽村市動物公園の第 1 駐車場として使用されている場所(羽 4165)には、昭和 40 年代から 50 年代にかけて廃棄物が埋め立てられました。この駐車場は面積が 4,300 m²あり、その地中からのガスがパイプを通じて集められ、排出口から大気へと拡散しています。旧廃棄物処分地における排出ガスの状況を監視するため、年 1 回メタンの濃度を測定しています。

委託機関

株式会社むさしの計測

調査結果【平成 26 年 10 月 3 日（金+）実施】

排出口からのガス排出量は、メタンが約 3.2%含まれており、現在も廃棄物中の有機物が腐敗していると考えられます。敷地境界では 2.0ppm で問題ありませんでした。



2 悪臭

悪臭については、市内巡回するとともに、苦情申し立てがあった際に、規制基準を超過する恐れがある場合に測定を行っています。

平成 26 年度は、測定は行いませんでした。

※測定方法：三点比較式臭袋法



3 水質汚濁

(1) 多摩川水質調査

多摩川の水質を監視するため、水質汚濁に係る環境基準項目などを測定しています。環境基準項目には、人の健康の保護に関する項目（鉛ほか）や、生活環境の保全に関する項目（BOD ほか）があります。

例年、大腸菌群数が基準を超過するため、平成 16 年度から同日に 3 地点年 4 回測定へと変更し、監視の強化に努めました。また、毎年 2 回多摩川流域の 19 区市で組織する多摩川水系水質監視連絡協議会で合同調査を実施しています。

調査場所 多摩川上流域（環境基準 A 類型地点）

最上流端(青梅市との境界付近)、中流(宮の下運動公園の上流付近)、最下流端(福生市との境界付近)

環境基準類型

※ 水質汚濁に係る環境基準では、その場所の汚濁状況や利水目的によって「類型」が当てはめられます。類型によって環境基準の値が異なり、河川 AA から E までの類型があります。多摩川の類型は、青梅市和田橋より上流が AA 類型、青梅市和田橋から昭島市拝島橋までが A 類型、昭島市拝島橋より下流が B 類型です。

委託機関

株式会社環境管理センター

調査結果

【平成 26 年 6 月 19 日（木）、8 月 7 日（木）、11 月 6 日（木）、平成 27 年 2 月 19 日（木）実施】

平成 26 年度は大腸菌群数以外の項目については環境基準値以内であり、重金属類はすべて検出されませんでした。重金属類は、過去においても検出されていませんが、水質を監視するため継続して調査を続けています。

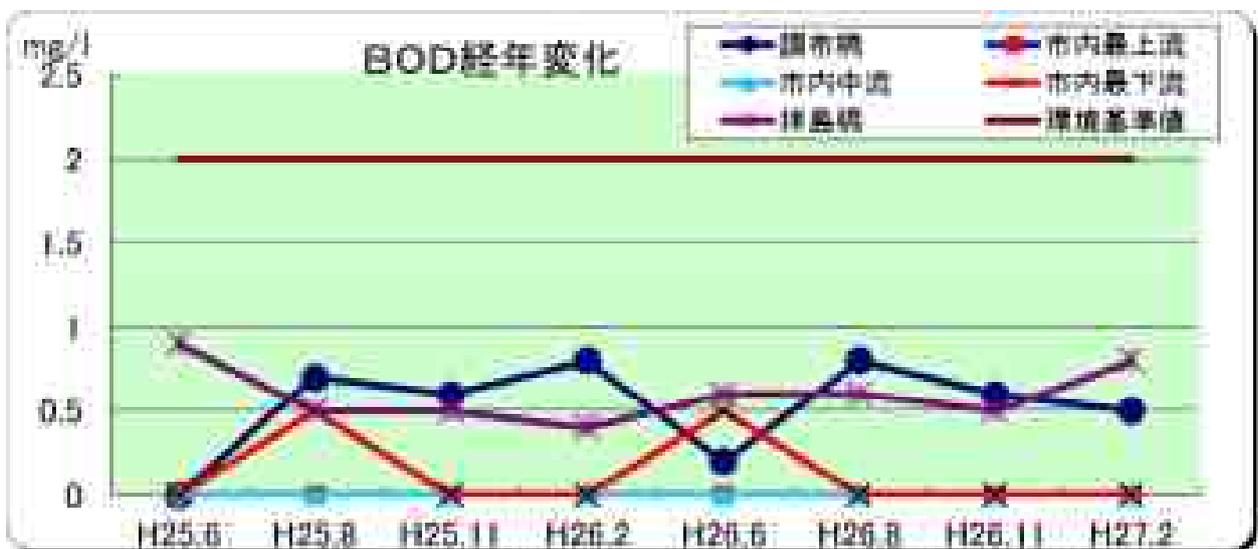
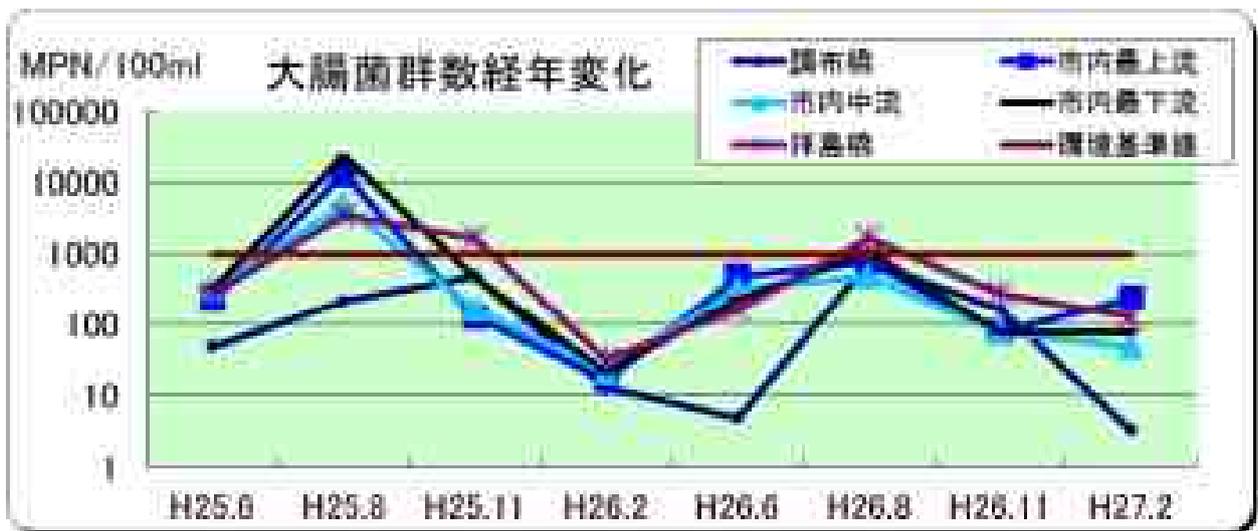
平成 26 年 8 月に実施した調査において、大腸菌群数が、最下流地点 1,700 (MPN/100ml) が環境基準値を超過しました。

測定を 3 地点同日に行うことで、多摩川の大腸菌群数の地点ごとでの傾向が把握できました。

また、下図は、BOD 測定値を表したものです。

BOD とは、「生物化学的酸素要求量」のことで、水中の汚濁物質が微生物によって分解される際に必要な酸素の量で表します。過去の結果をみても、多摩川の水質は良好と考えられます。

グラフには、東京都が実施した青梅市(調布橋)と昭島市(拝島橋)での測定結果も掲載しました。



多摩川上流地点



多摩川中流地点

年月日 時刻 項目	単位	平成26年度												基準値*1
		H26.6.19			H26.8.7			H26.11.6			H27.2.19			
		9:40	10:20	11:30	9:30	10:00	10:40	9:45	10:15	11:30	9:30	10:00	10:40	
採水位置 (羽村地区多摩川)		最上流	中流	最下流	最上流	中流	最下流	最上流	中流	最下流	最上流	中流	最下流	—
天候		晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇/雨	曇	晴	晴	晴	—
気温	℃	25.6	27.5	27.0	29.0	34.0	31.5	16.0	16.0	17.7	5.4	9.5	6.5	—
水温	℃	16.1	16.8	18.6	22.0	23.0	24.4	13.0	13.5	14.0	5.5	6.4	6.8	—
色相	—	淡灰色	淡緑色	淡灰色	淡灰緑色	淡灰緑色	淡灰緑色	淡灰色	無色	無色	無色	無色	無色	—
臭気	—	無臭	無臭	無臭	微川藻臭	微川藻臭	微川藻臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭	—
透視度	度	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	—
電気伝導率	mS/m	9.7	10.2	11.0	10.1	10.4	10.9	11.0	11.0	11.7	10.0	12.1	10.3	—
pH	—	7.7	7.7	7.8	8.2	8.1	8.1	8.2	8.1	8.3	7.9	7.9	8.0	6.5以上8.5以下
BOD	mg/L	<0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	2以下
COD	mg/L	0.9	1.1	1.0	1.7	1.9	1.9	1.0	1.2	1.3	0.8	1.6	0.6	—
SS	mg/L	1	1	5	<1	<1	1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	25以下
DO	mg/L	10.5	9.6	9.7	9.4	10.1	9.5	11.4	11.2	11.5	12.5	12.8	12.6	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100mL	490	330	230	790	490	1100	79	79	79	240	49	79	1000以下
全窒素	mg/L	0.81	0.84	0.93	0.66	0.69	0.66	0.73	0.81	0.70	0.58	0.60	0.59	—
全磷	mg/L	0.009	0.011	0.014	0.011	0.015	0.011	0.005	0.007	0.006	0.004	0.006	0.005	—
全亜鉛	mg/L	—	—	0.001	—	—	—	—	—	<0.001	—	—	—	0.03以下
ノニルフェノール	mg/L	—	—	<0.00006	—	—	—	—	—	<0.00006	—	—	—	0.001以下
直鎖アキハベンゼン系 脂肪酸及びその塩	mg/L	—	—	<0.0006	—	—	—	—	—	<0.0006	—	—	—	0.03以下
カドミウム	mg/L	—	—	<0.0003	—	—	—	—	—	<0.0003	—	—	—	0.003以下
全シアン	mg/L	—	—	<0.01	—	—	—	—	—	<0.01	—	—	—	検出されないこと
鉛	mg/L	—	—	<0.001	—	—	—	—	—	<0.001	—	—	—	0.01以下
六価クロム	mg/L	—	—	<0.005	—	—	—	—	—	<0.005	—	—	—	0.05以下
砒素	mg/L	—	—	<0.001	—	—	—	—	—	<0.001	—	—	—	0.01以下
総水銀	mg/L	—	—	<0.0005	—	—	—	—	—	<0.0005	—	—	—	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	—	—	<0.0005	—	—	—	—	—	<0.0005	—	—	—	検出されないこと
PCB	mg/L	—	—	<0.0005	—	—	—	—	—	<0.0005	—	—	—	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	—	—	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	—	—	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	—	—	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	—	—	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	—	—	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	—	—	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	—	—	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	<0.001	—	—	—	—	—	<0.001	—	—	—	0.03以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	—	—	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	—	—	0.002以下
チウラム	mg/L	—	—	<0.0006	—	—	—	—	—	<0.0006	—	—	—	0.006以下
シマジン	mg/L	—	—	<0.0003	—	—	—	—	—	<0.0003	—	—	—	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	<0.0003	—	—	—	—	—	<0.0003	—	—	—	0.02以下
ベンゼン	mg/L	—	—	<0.0002	—	—	—	—	—	<0.0002	—	—	—	0.01以下
セレン	mg/L	—	—	<0.001	—	—	—	—	—	<0.001	—	—	—	0.01以下
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	0.70	0.73	0.76	0.56	0.56	0.55	0.67	0.66	0.65	0.54	0.55	0.54	10以下
硝酸体窒素	mg/L	0.70	0.73	0.76	0.56	0.56	0.55	0.67	0.66	0.65	0.54	0.55	0.54	—
亜硝酸体窒素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—
ふっ素	mg/L	0.05	0.04	0.03	0.03	0.04	0.04	0.03	0.03	0.04	0.03	0.03	0.03	0.8以下
ほう素	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	1以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	<0.005	—	—	—	—	—	<0.005	—	—	—	0.05以下
全クロム	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—
アンモニウム体窒素	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	0.02	0.01	0.01	0.02	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	—
りん酸体りん	mg/L	0.003	0.004	0.004	0.005	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.005	0.004	—
MBA S	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0.02	<0.02	0.04	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	—
流量	m ³ /s	—	—	4.68	—	—	—	—	—	2.29	—	—	—	—

(2) 水生生物調査

多摩川における水質を生物学的観点から監視するため、年2回(3地点のうち1地点)水生生物の採取を行い、生物学的な水質判定を行っています。

調査場所

市内最上流端(青梅市との境界付近)

調査方法

調査項目	調査方法	調査内容
底生生物	サーバネット法* ¹	種別出現個体数・目別分類等
付着藻類	コドラート法* ²	種別出現個体数
魚類	手網による採取後、放流	体長等の計測・種別出現個体数

*1:河床にサーバネット[30cm×30cmの金属方形枠に60メッシュ(孔径0.25mm)のサラシ網をつけたもの]をセットし、その中に生息する生物を2回採取し、試料とする。

*2:適当な河床の礫(れき)を選定し、
ゴム板のコドラート(5cm×5cmの穴を開けたもの)をあて、
ブラシでこすり落として試料とする。



委託機関

株式会社環境管理センター

調査結果【平成26年7月28日(月)、11月14日(金)実施】

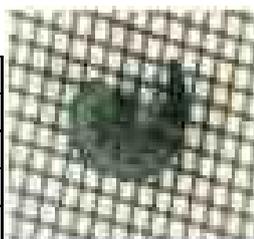
平成26年度の調査では、底生生物による生物学的な水質判定は「きれいな水域～わりあいきれいな水域」であり、付着藻類については「わりあいきれいな水域」でした。魚類については、一般的にきれいな水域を好むといわれているカジカ、シマドジョウ、カマツカ、タカハヤ、ウグイを確認することができました。

各年の調査結果をみても、河川環境の変化により生息する水生生物が影響を受け、種類や個体数がそのときによって異なることがわかります。

しかし、底生生物や魚類では大部分がきれいな水域を好む種で、継続して確認されていることから、市内を流れる多摩川の水質は良好と考えられます。



調査実施日	H23.6.10	H23.10.26	H26.7.28	H26.11.14
調査地点	最下流	最下流	最下流	最下流
出現種数	54	39	51	50
出現個体	1221	208	3020	6967
主な優先種	サンカクアマウス ムシ科の一種	エリュスルカ亜科 の一種	ウルマーシマトビケ ラ	キアシトメケブユ
	アシマダアブユ属 の一種	トケマダラカゲロウ	フタバコカゲロウ	ウルマーシマトビケ ラ



ウルマーシマトビケ
ラ



キアシトメケブユ

調査実施日	H23.6.10	H23.10.26	H26.7.28	H26.11.14
調査地点	最下流	最下流	最下流	最下流
出現種数	15	18	33	32
出現個体	8125	2644	10674	43281
主な優先種	ビロウトランソウ	クチビルケイウ	フォルミティウムの 一種	マカリケイウ
	マカリケイウ	チャツツケイウ	ビロウトランソウ	フォルミティウムの 一種



フォルミティウムの
一種



ビロウトランソウ

調査実施日	H23.6.10	H23.10.26	H26.7.28	H26.11.14
調査地点	最下流	最下流	最下流	最下流
ヤマメ				
アユ			7	
ウグイ	12	14	3	4
タカハヤ				
アブラハヤ	4	7		1
オイカワ			3	1
タモロコ				
カワムツ	11	2	36	26
ムギツク	1		1	
カマツカ	2		1	1
ニゴイ				
ドジョウ				
ホトケドジョウ				
シマドジョウ	6	40		
ギバチ		1		
ウキゴリ				
ジュズカケハゼ	1	4		
カジカ	4	52	1	3
トウヨシノボリ	3		2	1
スナヤツメ				
ニジマス				
ギンブナ		1		
アカザ	3	8	1	2
種数	10	9	9	8
個体数	47	129	55	39



カマツカ



オイカワ



カジカ

(3) 地下水水質調査

地下水汚染の状況を監視するため、6 地点を年 2 回、重金属や有機塩素系化合物など環境基準項目 26 項目及び pH、ヘキサン抽出物質の測定をしています。

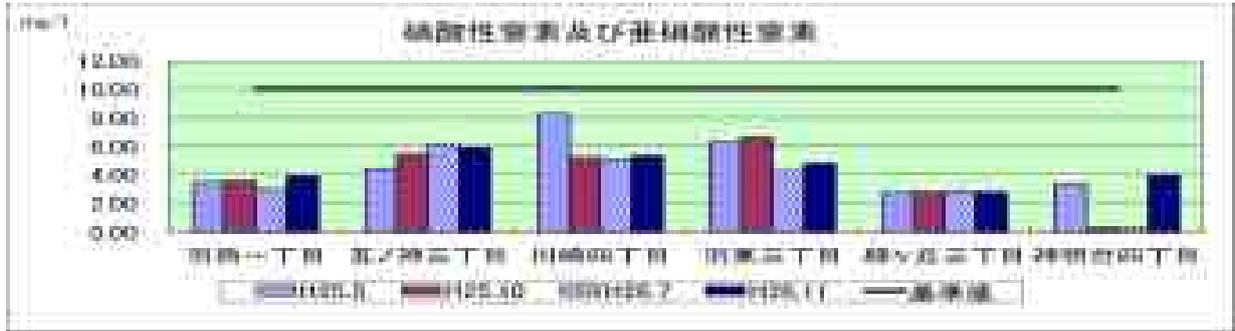
委託機関

株式会社環境管理センター

調査結果【平成 26 年 7 月 28 日（月）、11 月 14 日（金）実施】

全地点で環境基準値内でした。

下図は、平成 25 年度以降の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の測定値を示したものです。



期日 時間	単 位	緑ヶ丘三丁目		神明台四丁目		五ノ神三丁目		川崎四丁目		羽西一丁目		羽東三丁目		基準値
		H26.7.28	H26.11.14											
		11:30	11:15	11:00	10:40	10:30	10:10	9:55	9:40	9:00	9:00	9:30	9:20	
天 候	—	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	—
気 温	℃	29	14.4	27.4	13	27.4	12	29	12.5	29	10.5	28.4	12	—
水 温	℃	17.9	17.7	17.7	16.5	18	16	18.4	17.5	19.7	13.5	16.6	17.8	—
色 相	—	無色	無色	—										
臭 気	—	無臭	無臭	—										
透視度	cm	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	>50	—
電気伝導率	mS/m	20.3	13.1	12.3	14.7	20.3	15.3	19.5	17	20.8	15.6	16	12.9	—
水素イオン濃度(pH)	pH	7.8	7.7	8	7.7	6.8	6.6	6.7	6.6	7	6.9	6.8	6.6	—
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.01 以下
全シアン	mg/L	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	検出されないこと
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05 以下
砒素	mg/L	0.001	0.001	0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	検出されないこと
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	mg/L	2.87	2.77	0.3	4.01	6.19	5.9	5.15	5.33	3	3.9	4.24	4.82	10以下
硝酸性窒素	mg/L	2.87	2.77	0.3	4.01	6.19	5.9	5.15	5.33	3	3.9	4.24	4.82	—
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	—
ふっ素	mg/L	0.02	0.05	0.04	0.04	0.02	0.02	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.01	0.01	<0.01	<0.01	0.01	0.01	0.02	0.02	0.01	0.01	0.01	0.02	1 以下
n-ヘキサン抽出物質	mg/L	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	—
備考	基準値：地下水の水質汚濁に係る環境基準（平9.3環告10） 「検出されないこと」とは指定の検定方法（平9.3環告10）において、その結果が当該検定方法の定量下限値を下回ることをいう。													

(4) 有機塩素系化合物の調査

有機塩素系化合物による地下水汚染の実態を把握するため、年1回10地点において、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの3項目を測定しています。

委託機関

株式会社環境管理センター

調査結果

過去において、平成25年度調査では5ヶ所、平成26年度調査でも3ヶ所の井戸で有機塩素系化合物が検出されましたが、環境基準を超過した地点はありませんでした。

【平成27年1月29日(木)実施】

井戸	所在地	採水時刻	天候	pH	透視度	気温	水温	色相	臭気	電気伝導率	水位	水深 ^{*1}	井戸の種類	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
	-	-	-	pH	cm	℃	℃	-	-	mS/m	GL-m	m	-	mg/L	mg/L	mg/L
①	緑ヶ丘3	10時10分	晴	6.2	>50	5.2	16.5	無色	無臭	20.7	-	-	-	0.003	0.0005	0.0025
②	川崎3	11時50分	晴	6.6	>50	6.5	14.0	無色	無臭	15.1	3.76	0.89	浅井戸	<0.001	<0.0002	<0.0002
③	羽東1	12時20分	晴	6.7	>50	7.2	16.3	無色	無臭	14.3	8.93	0.94	浅井戸	<0.001	0.0006	<0.0002
④	羽東3	11時30分	晴	6.6	>50	7.1	14.3	無色	無臭	17.7	4.35	1.44	浅井戸	<0.001	<0.0002	<0.0002
⑤	羽中3	11時20分	晴	6.8	>50	7.1	15.0	無色	無臭	10.1	-	-	-	0.002	<0.0002	<0.0002
⑥	羽中4	11時00分	晴	6.8	>50	6.6	12.5	淡黄色	無臭	12.3	3.77	0.21	浅井戸	<0.001	<0.0002	<0.0002
⑦	羽加美3	9時40分	晴	6.1	>50	4.2	16.2	無色	無臭	20.7	-	-	-	<0.001	<0.0002	<0.0002
⑧	羽加美4	10時40分	晴	6.7	>50	6.3	11.2	無色	無臭	22.4	4.21	1.25	浅井戸	<0.001	<0.0002	<0.0002
⑨	羽西1	9時20分	晴	6.6	>50	5.4	12.2	無色	無臭	11.6	2.84	0.51	浅井戸	<0.001	<0.0002	<0.0002
⑩	羽西3	9時00分	晴	6.3	>50	4.5	12.2	無色	無臭	13.9	-	-	-	<0.001	<0.0002	<0.0002
地下水の水質汚濁に係る環境基準														0.01	0.01	1

注) *1: 水深は、地下水水面から井戸の底までの深さ。

4 土壌汚染

3の(3)(4)で述べているように、市内地下水を調査したところ、有機塩素系化合物が検出された井戸はあるが、どの井戸も環境基準値を満たしているため、全域的な地下水への汚染は認められない状況です。

土壌汚染については、東京都環境確保条例及び土壌汚染対策法に基づき管理しており、平成26年度は、調査の届け出が3件ありましたが、いずれも環境基準を満たしていました。

5 騒音・振動

(1) 道路交通騒音（要請限度）

道路交通騒音・振動の状況を監視するため、年2回5地点において、騒音・振動・交通量・走行速度を測定しています。

道路交通騒音・振動は、自動車の走行に伴い発生するものであり、交通量、特に大型車の混入率、交通渋滞、走行速度等が大きく影響を及ぼしています。また、自動車やバイクのエンジン音、大音量のカーステレオなども発生源になっています。さらに、道路の構造、沿道の土地利用等により騒音レベルは変化します。

測定地点

市役所通り（市役所前）市道第101号線、羽村街道（富士見平二丁目20番地付近）都道羽村瑞穂線、水道道路（水道事務所前）市道103号線、奥多摩街道（羽村西小学校前）都道立川青梅線、新奥多摩街道（スポーツセンター前）都道立川青梅線

測定方法

【騒音】

1時間毎に6回、10分間の測定値で中央値(L_{50})及び等価騒音レベル(L_{eq})を計上記録した平均値。

【振動】

1時間毎に1回、5秒間隔100個の測定値で80%レンジの上端値(L_{10})を計上記録した平均値。

【交通量】1時間毎に1回、10分間の交通量を計上記録した合計数を測定回数で平均した値。

【走行速度】午前・午後、車種別に測定区間(50m)を通過するのに要した時間をストップウォッチで計測し、速度を求めた平均値。

分析機器

- 普通騒音計 リオン(株)製 NL-22
- 振動レベル計 リオン(株)製 VM-53

※奥多摩街道及び新奥多摩街道の24時間測定は、株式会社フィールドテクノシステムに委託しました。

調査結果【平成26年5月19日(月)、20日(火)、22日(木)~23日(金)、28日(水)、11月10日(月)~12日(水)、13日(木)~14日(金)実施】

【まとめ】騒音について、市役所通り、水道道路で環境基準を超過しましたが、全地点で騒音規制法による要請限度基準内を達成しました。振動については、全地点で振動規制法の要請限度基準内を達成しました。

市役所通り（市役所前）市道第101号線

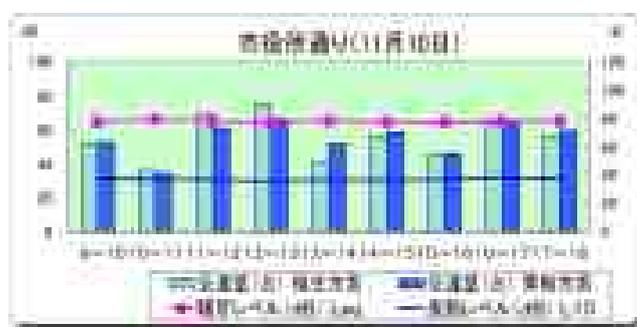
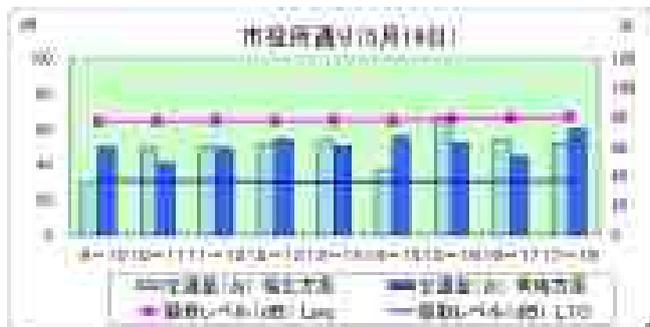
【騒音】環境基準を1デシベル超過したが、要請限度の超過はなかった。

【振動】各回とも振動規制法の要請限度の超過はなかった。

【交通量】大きな差は見られなかった。

【走行速度】第1回は制限速度を超過していた。

（騒音に係る環境基準 65dB 騒音規制法要請限度 75dB 振動規制法要請限度 70dB）



羽村街道（富士見平二丁目20番地付近）都道羽村瑞穂線

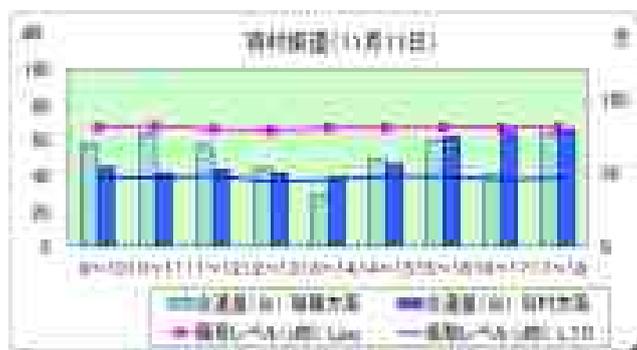
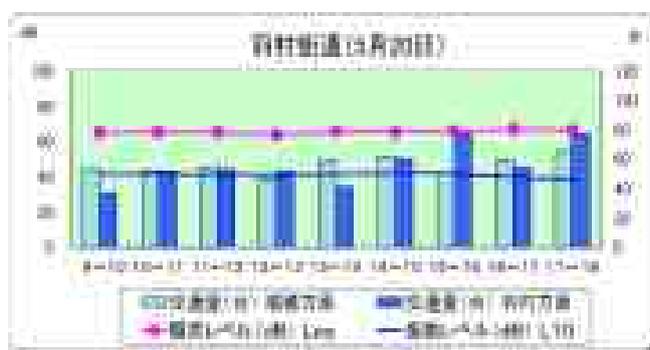
【騒音】各回とも環境基準及び要請限度の超過はなかった。

【振動】各回とも振動規制法の要請限度の超過はなかった。

【交通量】大きな差は見られなかった。

【走行速度】各回とも制限速度を超過し、第1回の方が超過が大きかった。

（騒音に係る環境基準 70dB 騒音規制法要請限度 75dB 振動規制法要請限度 65dB）



水道道路（水道事務所前）市道第103号線

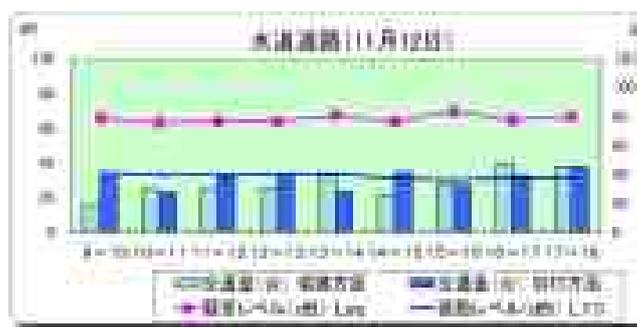
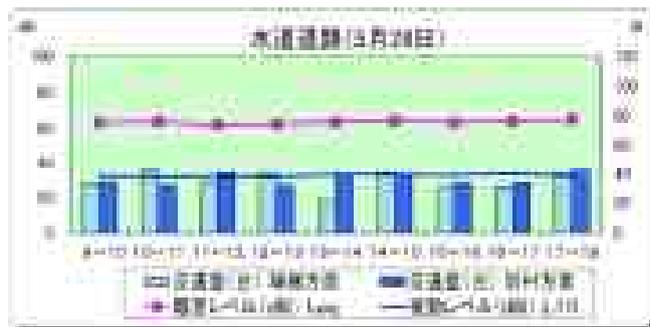
【騒音】各回とも環境基準を超過していたが、騒音規制法の要請限度の超過はなかった。

【振動】各回とも振動規制法の要請限度な超過はなかった。

【交通量】各回の比較では大きな差はなかった。

【走行速度】第1回は制限速度を超過していた。

（騒音に係る環境基準 60dB 騒音規制法要請限度 70dB 振動規制法要請限度 65dB）



奥多摩街道（羽村西小学校前）都道立川青梅線

【騒音】昼夜ともに環境基準及び要請限度の超過はなかった。

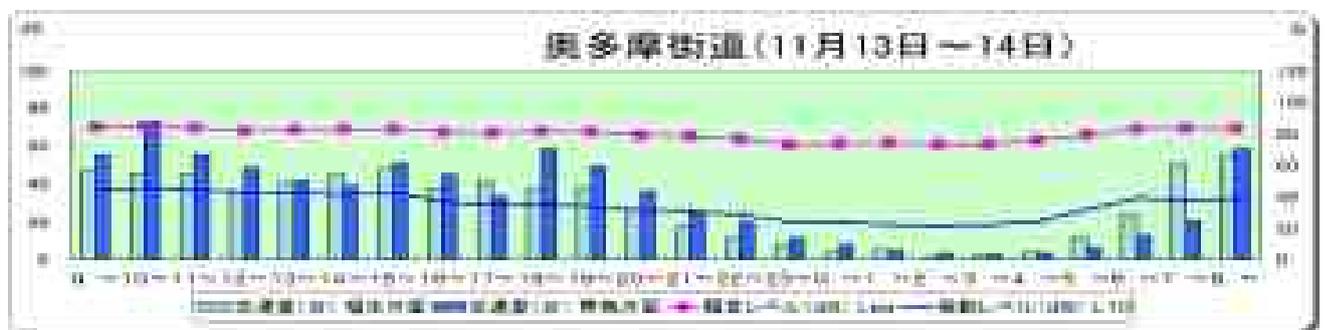
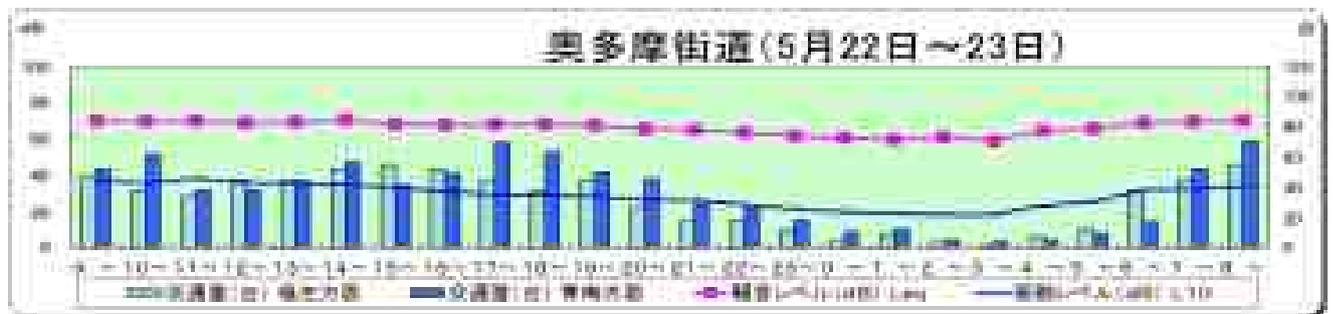
【振動】各回とも振動規制法の要請限度の超過はなかった。

【交通量】各回とも青梅方面の方が交通量が多く、総数では第2回の方が多かった。

【走行速度】福生方面と青梅方面に大きな差は見られなかった。

（昼間：騒音に係る環境基準 70dB 騒音規制法要請限度 75dB 振動規制法要請限度 65dB）

（夜間：騒音に係る環境基準 65dB 騒音規制法要請限度 70dB 振動規制法要請限度 60dB）



新奥多摩街道（スポーツセンター前）都道立川青梅線

【騒音】昼夜ともに環境基準及び要請限度の超過はなかった。

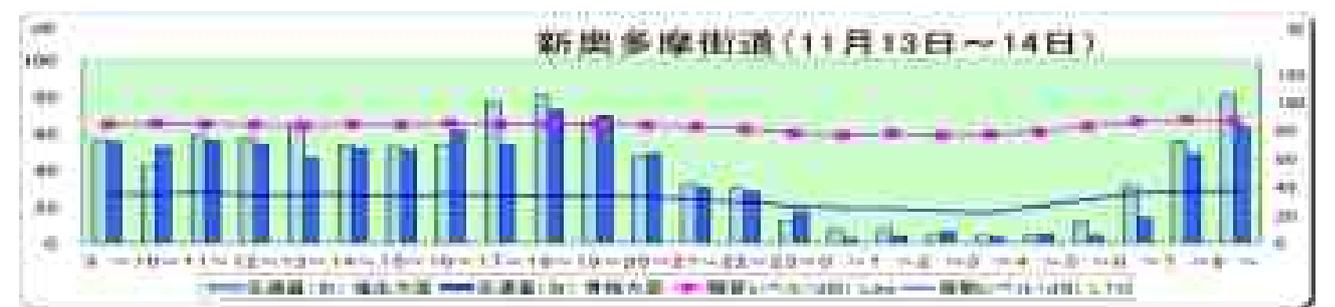
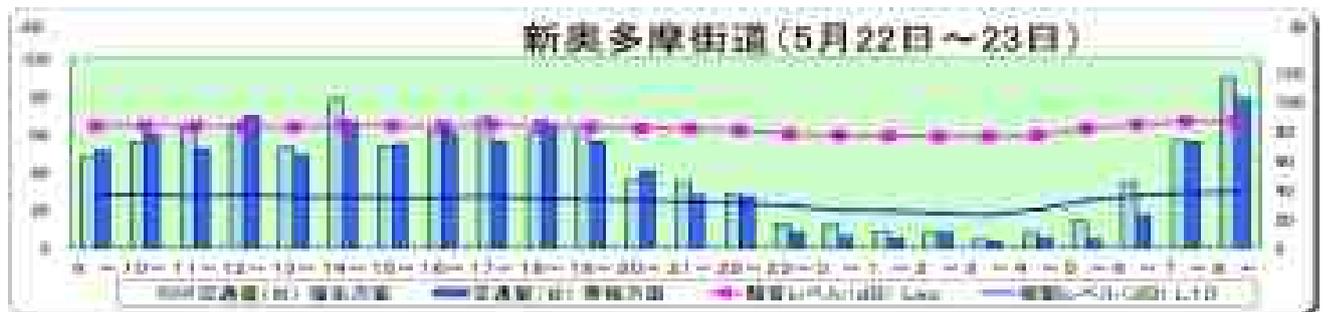
【振動】各回とも振動規制法の要請限度の超過はなかった。

【交通量】各回とも福生方面の車の台数が多く、総数では第1回の方が多かった。

【走行速度】各回とも青梅方面の方が、速度が出ていた。

（昼間：騒音に係る環境基準 70dB 騒音規制法要請限度 75dB 振動規制法要請限度 65dB）

（夜間：騒音に係る環境基準 65dB 騒音規制法要請限度 70dB 振動規制法要請限度 60dB）



道路名称 (測定場所)	測定日時	曜日 天気	用途地域 道路/車線数	時間 区分	騒音[dB]		振動[dB]	交通量 [台/10分] (上下線計)	走行速度 [km/h] (平均)	騒音に係る 環境基準	騒音規制法 要請限度	振動規制法 要請限度
					(L _{eq})	(L ₅₀)				(L ₁₀)	(L _{eq})	(L _{eq})
①市役所通り (市役所前)	H26.5.19	(月) 曇り	近隣商業	昼間	66	61	30	120	39.7	65 C	75 c	70 〔第2種〕
	H26.11.10	(月) 晴	市道/2		66	61	31	133	36.6	65 C	75 c	70 〔第2種〕
②羽村街道 (富士見平2-20付近)	H25.5.14	(火) 曇り	住居専用	昼間	66	58	41	112	42.9	70 〔特例〕	75 a(近接)	65 〔第1種〕
	H26.11.11	(火) 晴	都道/4		67	60	39	122	41.6	70 〔特例〕	75 a(近接)	65 〔第1種〕
③水道道路 (水道事務所前)	H26.5.28	(水) 晴	住居専用	昼間	63	56	32	71	40.3	60 A	70 a	65 〔第1種〕
	H26.11.12	(水) 晴	市道/2		66	57	32	70	36.2	60 A	70 a	65 〔第1種〕
④奥多摩街道 (羽村西小学校前)	H26.5.22	(木・金) 曇	住居専用	昼間	69	60	34	91	40.7	70〔特例〕	75 _a (近接)	65〔第1種〕
	H26.5.23	曇後時々雨		夜間	63	40	25	21	-	65〔特例〕	70 _a (近接)	60〔第1種〕
	H26.11.13	(木・金) 曇	都道/2	昼間	69	61	34	101	43.3	70〔特例〕	75 _a (近接)	65〔第1種〕
	H26.11.14	晴後一時曇		夜間	63	42	24	17	-	65〔特例〕	70 _a (近接)	60〔第1種〕
⑤新奥多摩街道 (スポーツセンター前)	H26.5.22	(木・金) 曇	住居	昼間	65	61	27	145	42.6	70〔特例〕	75 _b (近接)	65〔第1種〕
	H26.5.23	曇後時々雨		夜間	60	47	23	27	-	65〔特例〕	70 _b (近接)	60〔第1種〕
	H26.11.13	(木・金) 曇	都道/2	昼間	65	62	27	142	42.4	70〔特例〕	75 _b (近接)	65〔第1種〕
	H26.11.14	晴後一時曇		夜間	61	47	23	26	-	65〔特例〕	70 _b (近接)	60〔第1種〕

【自動車騒音・道路交通振動に係る要請限度】

自動車騒音又は道路交通振動が環境省令で定める限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、東京都公安委員会又は道路管理者に対し、道路交通法の規定による措置を要請する限度として定められたもの。

【騒音レベルのめやす】

60dB 普通の会話、チャイム
70dB 掃除機、騒々しい街頭
80dB 地下鉄の車内、ピアノの音

【振動レベルのめやす】

50dB 無感（人体に感じない程度）
60dB 屋内でわずかな揺れを感じる程度
70dB 吊り下げ物がわずかに揺れる

(2) 道路交通騒音（常時監視）

騒音規制法第 18 条第 1 項の規定に基づき、市内の幹線道路における自動車騒音の常時監視を実施しました。近接空間においては、すべての住宅で環境基準を達成しています。非近接空間の住宅においては、一部基準の超過がありました。平成 24 年度から 5 年間で、22 道路交通センサスの調査路線にて調査を実施していきます。

調査結果

測定日 平成 26 年 12 月 18 日（木）～19 日（金）

路線名 (通称名)	昼間（6 時～22 時）			夜間（22 時～6 時）		
	環境基準	測定値(dB)	評価	環境基準	測定値(dB)	評価
羽村瑞穂線(羽村街道)①	70	65	○	65	60	○
羽村瑞穂線(羽村街道)②		67	○		61	○
瑞穂あきる野八王子線		67	○		63	○

路線名 (通称名)	近接空間					非近接空間				
	達成率 (%)		達成戸数 (戸)		全戸数 (戸)	達成率 (%)		達成戸数 (戸)		全戸数 (戸)
	昼間	夜間	昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間	
羽村瑞穂線 (羽村街道)①	98.9	98.9	177	177	179	100.0	100.0	251	251	251
羽村瑞穂線 (羽村街道)②	100.0	100.0	86	86	86	100.0	100.0	193	193	193
瑞穂あきる野 八王子線	100.0	100.0	80	80	80	100.0	100.0	132	132	132
合計	99.6	99.6	479	479	481	100.0	100.0	830	830	830

近接空間：道路端から 15m の範囲

非近接空間：近接空間の外側 35m までの区間

(3) 一般環境騒音

一般環境騒音の状況を監視するため、年 2 回 38 地点において、騒音を測定しています。

測定方法

各地点 2 回（昼間 1 回、18 時以降 1 回）5 分間（サンプリング数 3,000 個）の騒音を等価騒音レベルで評価する。

分析機器

普通騒音計 リオン（株）製 NL-22

調査結果

第 1 回 環境基準達成地点（昼間）38 地点（夜間）36 地点

【平成 26 年 7 月 14 日(月)～16 日(水)実施】

第 2 回 環境基準達成地点（昼間）38 地点（夜間）38 地点

【平成 27 年 2 月 17 日(火)、18 日(水)実施】

今回の調査では「騒音に係る環境基準」での夜間（22時以降）測定は実施していません。

平成25年度調査において超過地点は2箇所でしたが、平成26年度調査では4箇所に増加しました。

例年基準を超過している第三中学校南側において平成25年度も環境基準を超過しました。主な原因は、隣接道路が瑞穂方面（国道16号など）への抜け道となっており、平成11年から毎回、車の走行音により基準を超過しています。

その他の超過地点においても主な原因は車、バイクの通行音によるものです。

No	測定地点	用途地域	環境基準	H26.7	H27.2	No	測定地点	用途地域	環境基準	H26.7	H27.2
1	くすのき児童公園西側	1中高	55	47.5	51.5	20	上水通り町内会運動広場東側	1低	55	47.3	43.6
				49.3	50.6					47.9	46.1
2	宮前自然公園南側	1低	55	52.9	50.0	21	(株)ジェイテクト南側	工専	-	61.4	62.6
				55.6	48.9					60.6	53.7
3	小作取水堰東側	1低	55	52.4	49.8	22	富士見公園東側	1低	55	50.2	57.8
				47.2	47.5					54.2	53.9
4	小作台東会館西側	近商	60	48.6	50.3	23	ゆとろぎ第2駐車場東側	1中高	60	48.4	45.5
				52.0	44.5					46.4	43.4
5	さくら児童公園西側	2中高	55	48.6	48.6	24	富士見小学校南側	2中高	60	51.6	56.7
				48.0	51.1					54.9	52.9
6	カントリーパーク南側	1低	55	50.2	47.5	25	東保育園南側	1中高	55	51.9	46.1
				56.1	52.8					47.0	47.3
7	第1ふれあい農園西側	1低	55	52.3	49.6	26	川崎公園南側	1低	55	45.2	46.8
				43.8	49.5					54.4	41.9
8	一峰院南側	1低	55	47.3	53.6	27	富士フレイバー(株)北側	工専	-	58.5	58.5
				44.9	48.9					55.4	52.1
9	武蔵野公園西側	1中高	55	54.1	52.6	28	富士フレイバー(株)南側	工専	-	54.5	54.2
				56.5	47.7					56.9	56.5
10	スポーツセンター北側	1中高	55	48.9	51.1	29	第二中学校北側	1中高	55	51.9	50.6
				49.0	46.4					49.7	47.5
11	田ノ上児童遊園東側	1低	55	46.8	47.4	30	あさひ公園西側	準工	65	48.3	52.9
				43.4	40.5					48.5	43.5
12	第一中学校南側	1低	55	54.4	56.9	31	松菱金属工業(株)多摩第一工場西側	工業	65	54.7	52.4
				50.5	52.9					55.9	53.8
13	水道局羽村取水所北側	1低	55	52.3	52.2	32	緑ヶ丘三町会館南側	1中高	55	47.5	47.5
				48.3	45.9					48.0	43.7
14	郷土博物館南側	1低	55	47.3	47.3	33	富士見霊園南側	1中高	55	50.0	45.6
				46.0	45.5					47.7	45.5
15	武蔵野公園東側	1中高	55	55.8	52.9	34	都営神明台住宅東側	1中高	55	50.2	53.4
				55.7	50.3					49.1	44.9
16	富士見公園西側	1低	55	42.0	42.5	35	松菱金属工業(株)多摩第二工場東側	工専	-	65.7	64.7
				47.0	44.7					57.9	57.6
17	緑ヶ丘一丁目ゲートボール場西側	1中高	55	43.7	52.3	36	リサイクルセンター南側	無指定	55	51.7	49.4
				48.4	38.3					45.8	42.9
18	羽東一丁目ポケットパーク前	近商	65	53.6	53.4	37	第三中学校南側	無指定	55	53.3	61.1
				44.8	54.0					50.6	60.5
19	東地区ゲートボール場西側	1低	55	51.6	47.9	38	善隣幼稚園東側	1低	55	45.2	52.2
				46.9	43.6					53.1	53.2

※黄色のセルが環境基準を超過した地点です。

30	40	50	60	70	80	90	100	110	120
ささやき声 郊外の深夜	静かな住宅地 深夜の街	静かな事務所 エアコン室外機	チャイム 普通の会話	掃除機 騒々しい街頭	ピアノの音 地下鉄の車内	犬の鳴き声 大声	電車が通るガード下	ヘリコプターのそば	飛行機の エンジンのそば



(4) 航空機騒音

航空機騒音の状況を監視するため、年間を通し市役所庁舎屋上及びスイミングセンター屋上において、騒音を測定しています。

また、都や近隣市町と連携し、国や米軍に対して航空機の騒音防止に関する要請を行っています。

測定方法

騒音レベルの最大値が暗騒音より 10 デシベル以上大きい航空機騒音について記録し、Lden[※]で評価する。

※Lden：航空機騒音が発生した時間帯ごとに重みづけを行って評価する時間帯補正等価騒音レベル。

現在、国際的な指標になってきており、日本では、平成 25 年度から環境基準を採用しています。

環境基準：57dB

(平成 24 年度までは、WECPNL を環境基準の評価指標として採用していました。)

分析機器

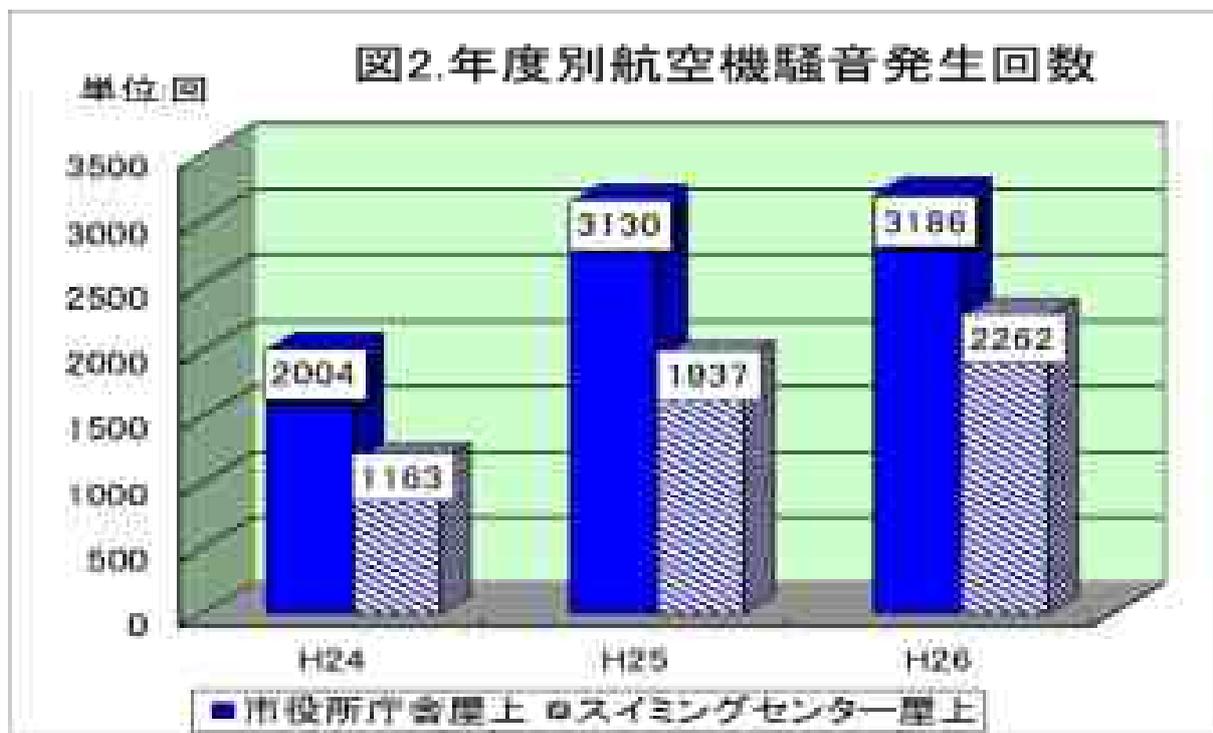
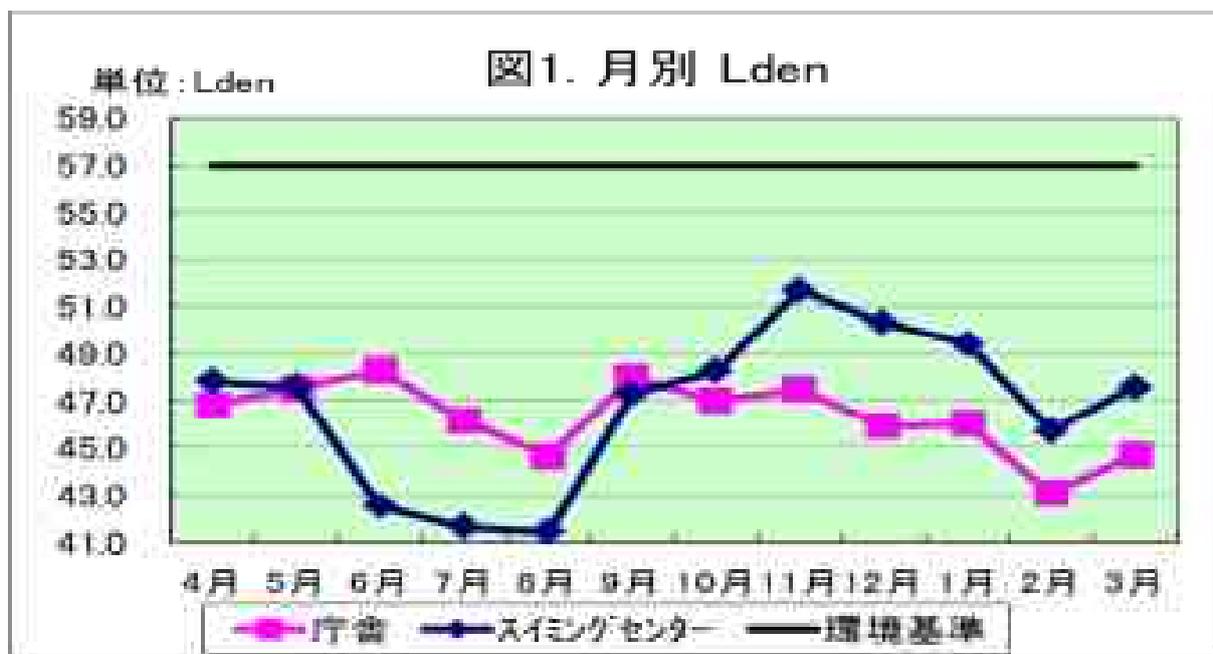
普通騒音計 【市役所庁舎】日東紡音響エンジニアリング（株）製 DL-100

【スイミングセンター】日東紡音響エンジニアリング（株）製 DL-100

調査結果

図 1 は、平成 26 年度の月別 Lden を示しています。年度を通して環境基準の超過はありませんでした。

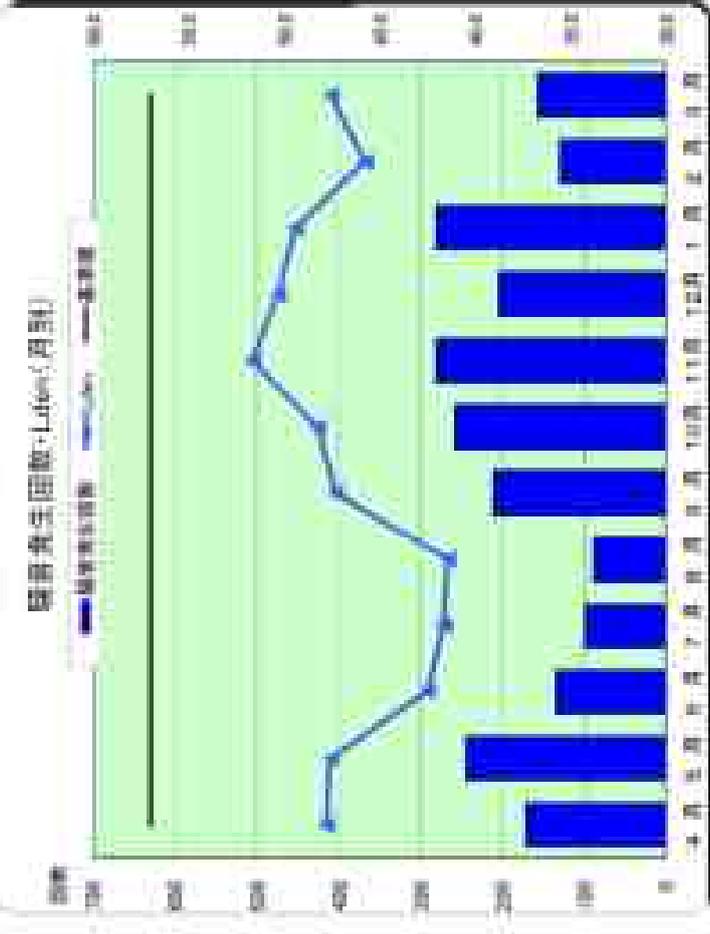
図 2 は、過去 3 年間の騒音発生回数を示したものです。



航空機騒音（自動測定）集計結果

航空機騒音

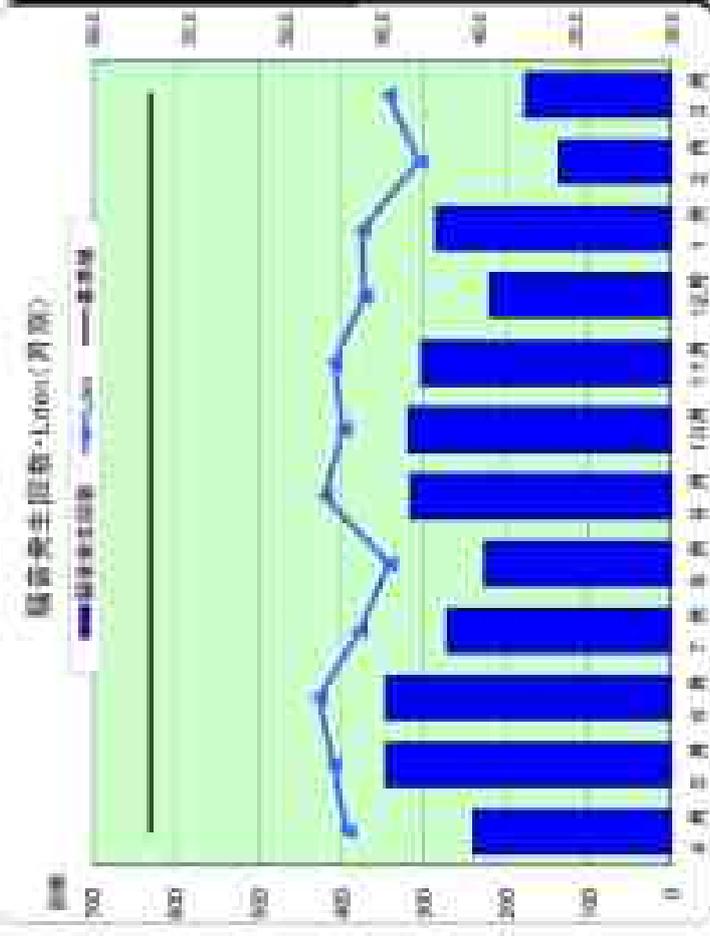
月	騒音発生回数		Lden	PM10PM10 (dB)	PM10平均値 (dB)	騒音値 (LdB)	備考
	3-7	10-22					
4月	0	119	48	0	111	47.4	80.2
5月	0	132	104	0	105	47.8	81.9
6月	1	88	42	0	103	42.3	82.8
7月	2	32	24	1	88	41.7	80.9
8月	2	15	12	0	89	41.4	80.7
9月	0	132	78	0	111	42.2	81.1
10月	4	122	42	0	108	40.2	77.8
11月	0	200	71	1	131	51.2	82.2
12月	4	189	52	0	109	40.2	80.1
1月	1	200	32	0	101	40.4	80.0
2月	2	111	11	0	100	40.1	80.9
3月	1	229	21	0	131	43.8	81.1
計	43	1,095	518	2	1,103	47.0	82.0
前年度	41	1,115	431	0	108	-	80.7
前年度	271,456	442	2	1,037,458	80.3	78.5	101.8
前年度	2,122	37	0	1,611,453	80.3	78.1	80.8



航空機騒音（自動測定）集計結果

航空機騒音

月	騒音発生回数		Lden	PM10PM10 (dB)	PM10平均値 (dB)	騒音値 (LdB)	備考
	0-3	7-18					
4月	0	163	40	0	140	40.2	76.0
5月	1	263	30	0	248	42.8	81.1
6月	0	208	91	0	248	42.3	82.0
7月	0	217	88	0	222	40.2	80.7
8月	0	188	31	0	208	44.8	80.0
9月	0	200	110	0	218	42.6	81.5
10月	1	322	86	0	319	47.0	82.2
11月	0	322	68	0	319	47.8	81.9
12月	2	198	42	0	220	45.8	81.0
1月	1	218	60	0	225	45.0	80.0
2月	0	181	15	0	186	43.0	81.0
3月	0	138	38	0	177	44.7	81.8
計	2	1,397	194	0	1,390	46.5	80.3
前年度	5	258	268	1	1,130	46.3	80.9
前年度	0	198	64	0	281	46.3	80.9



6 地盤沈下

東京都環境確保条例に基づき、300W を超える動力を使用する用水施設は、市役所へ揚水量を届け出ることが義務付けられています。

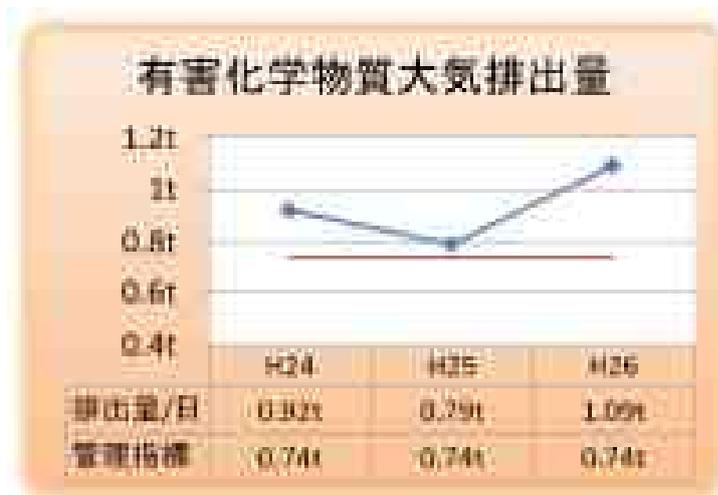


市内においては、現在まで地盤沈下の被害は報告されていません。また、23区のような産業用の地下水の過剰揚水もされてなく、近年では、地下水揚水量も減少傾向にあります。

一方で、市民等からは、砂利採取地跡地の地盤沈下の懸念から、これらの跡地の監視要望があります。

7 有害物質

東京都環境確保条例に基づき、適正管理化学物質を年間100kg使用する事業者は、使用量を報告することが義務付けられています。



化学物質は日常生活の中にも多く存在していて、産業・医療・食品・被服用など様々な目的で使用されています。

市内においても、化学物質は、工場を中心として使用されていますが、環境や生物にとって非常に負荷の高い有害な化学物質は、厳重かつ適正に管理され、使用量についても減少傾向にあります。

地域環境における新たな問題への対応の進捗

管理指標	項目	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
	① 電磁波	100%	100%	100%	電波防護指針
	② 光害	100%	100%	100%	光害ガイドライン
	③ 放射性物質	100%	100%	100%	
	④ PM2.5	100%	100%	100%	環境基準

①は電波防護指針による基準、②は光害対策ガイドラインの基準、③は羽村市放射線量の高い箇所の除染マニュアルによる除染対象となる基準（毎時 0.23 マイクロシーベルト）、④は環境基準（値は東京都一般環境大気測定局青梅市東青梅局と福生市本町局における各測定値の平均値）とします

- ①電磁波及び②光害については基準を満たしており、苦情・相談もありませんでした。
- ③放射性物質については、毎週水曜日に定点（富士見公園）で測定を行っており、健康に影響を及ぼすレベルではありませんでした。



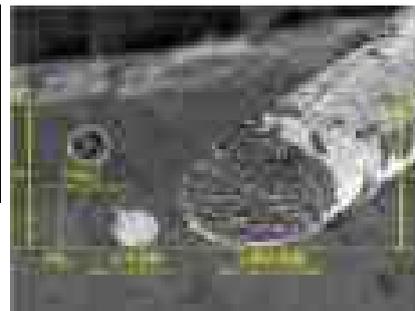
国際放射線防護委員会の2007年勧告によると、一般の人（子ども含む）が1年間に浴びる放射線量の限度は、1,000 マイクロシーベルトとされています。時間あたりに換算すると0.23 マイクロシーベルト/時間となり、それ以下であれば、健康に影響を及ぼすレベルではないと言われています。

④PM2.5については、

	1年平均	1日平均	適合
青梅市東青梅局	13.3 μg / m ³	37.3 μg / m ³	×
福生市本町局	15.5 μg / m ³	38.6 μg / m ³	×
平均	14.4 μg / m ³	38.0 μg / m ³	×

※環境基準値…1年平均値 15 μg/m³

かつ1日平均値 35 μg/ m³



生活環境

自然と都市が調和した、安全で快適な環境を損なう行為を防止し、計画的かつ地区の特性に合ったまちなみを形成し、未来につなぐ環境都市を目指します。

方針 1 ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止

ごみの不法投棄及びポイ捨ての防止の進捗				
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		13,949件	11,402件	12,556件

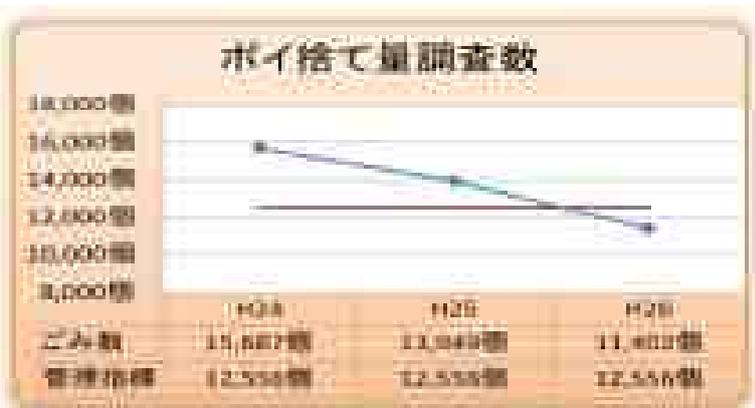
市のポイ捨て量調査結果について、達成度合いは年平均▲2%を基準とします

(1) 小作駅・羽村駅周辺ポイ捨て実態調査

条例による効果を把握するために行うため、小作駅と羽村駅周辺のごみのポイ捨て数の現状を調査しています。

調査方法 路線ごとに路上のごみ等を数えています。

調査時期 3か月に一度、年4回実施しています



←小作駅、羽村駅周辺の路上喫煙禁止地区等に貼っています。

(2) ポイ捨て禁止等マナーアップキャンペーン

平成24年7月に、「羽村市ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止並びに路上喫煙の制限に関する条例」施行して以来、路上喫煙禁止地区、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止等を広く周知し、マナーアップを図るため、「ポイ捨て禁止等条例施行キャンペーン」を実施しています。

実施日時・会場 平成26年7月18日(金) 7:30~8:30 羽村駅及び小作駅周辺

平成25年11月1日(土) 11:30~12:00 産業祭会場

活動内容 啓発活動(ポケットティッシュ配布)、清掃活動(駅周辺または産業祭会場の清掃)

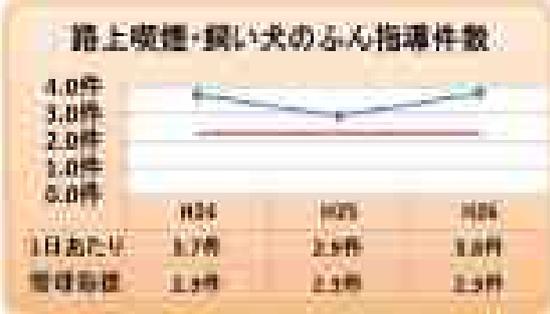
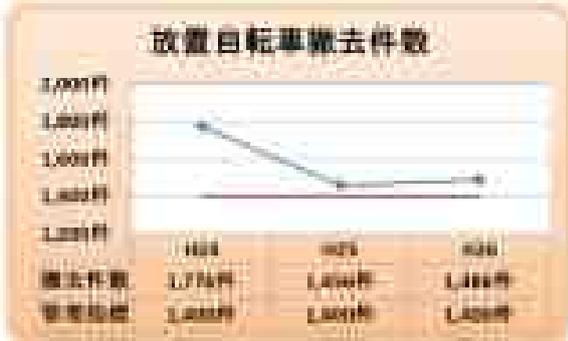
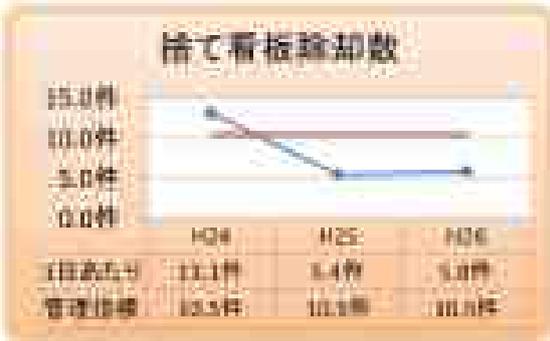
協力 羽村市議会議員、町内会連合会長及び地元町内会長、元羽村市たばこ税増収対策協議会会員、市内・市外事業所



方針2 安全で快適な環境を損なう行為の防止

安全で快適な環境を損なう行為の防止の進捗					
管理指標	項目	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
	① 捨て看板	5.4件/日	5.8件/日	10.5件/日	捨て看板除去件数
	② 放置自転車	1,456件	1,486件	1,400件	放置自転車撤去件数
	③ 路上喫煙・飼い犬のふん	2.9件/日	3.8件/日	2.3件/日	指導件数

①は1日当たりの捨て看板の除去件数、②は放置自転車の年間撤去件数、③は1日当たりの路上喫煙・飼い犬のふんの放置に係る指導件数とし、達成度合いは、現状までの状況を勘案し①年平均▲2%、②年平均▲2%、③年平均▲4%を基準とします



愛護動物の適正飼養の進捗

管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		90.5%	95.1%	90.0%

苦情・相談による不適正飼養件数の改善割合とし、達成度合いは適正指導強化によって90%を基準とします

市へ寄せられる犬や猫などの愛護動物を起因とする苦情・相談への改善割合をしたものです。

※ここでは、相談者の相談に対し、適正な指導・助言を行えたものを対象として集計しています。

【犬の登録】



犬の所有者となった方は、狂犬病予防法により飼い始めた日もしくは生後90日を経過した日から30日以内に登録の届出を行わなければなりません。

【狂犬予防注射】

飼い始めた最初の年は飼い始めた日から30日以内に、翌年以降は毎年4月1日から6月30日までの間に狂犬病予防注射を接種させ、届出しなければなりません。



狂犬病ってなあに？

日本では昭和32年を最後に国内幹線による狂犬病の発生はありませんが、世界的には現在も年間5万人以上が狂犬病により死亡しています。発症した場合は、ほぼ100%死亡する恐ろしい病気です。

2006年には、フィリピン滞在中に犬にかまれた男性が、日本帰国後に発症し、亡くなっています。台湾では、2013年に1961年以来となる狂犬病が発生し、1年足らずで台湾全土に広まりました。日本でもいつ発生するかわからない状態ですので、必ず予防注射を打ちましょう！

【飼い主のいない猫対策】

市では、平成 26 年度から「羽村市飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成要綱」に基づき、飼い主のいない猫への不妊去勢手術費の助成を行っています。この要綱は、市の区域内の飼い主のいない猫へ不妊去勢手術を行う者に対して、その経費の一部を助成することにより、市民の動物愛護意識の高揚と市内の生活環境の保全及び向上に資することを目的としています。

現在、4 団体が市へ登録を行い、ボランティア活動を行っています（団体数は平成 27 年 3 月 31 日時点）。



耳先カットは不妊去勢手術済のしるし



飼い主のいない猫（ノラ猫）に困っていませんか？

市内に生息する飼い主のいない猫は、増えている状況です。

この原因の一つには、無責任な飼い主が飼養する義務を放棄して、河原や公園などに捨ててしまうことがあります。猫を捨てることは法律で禁止されています。

【動物の愛護お飛び管理に関する法律第 44 条第 3 項】

愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

市では、飼い主のいない猫に対して、市内で活動するボランティアの方に協力いただきながら、動物愛護と環境対策の観点から取り組みを進めています。

飼い主のいない猫に困っている方は、小さなことでもかまいませんので、まずは相談してください。

飼い主のいない猫（ノラ猫）へ餌やりをしている方へ

飼い主のいない猫（ノラ猫）に餌やりをすることは、必ずしも悪いことではありません。食事をする場所が確保され、その猫の生息地域で、生ごみなどの餌を荒らさなくなる効果もあります。

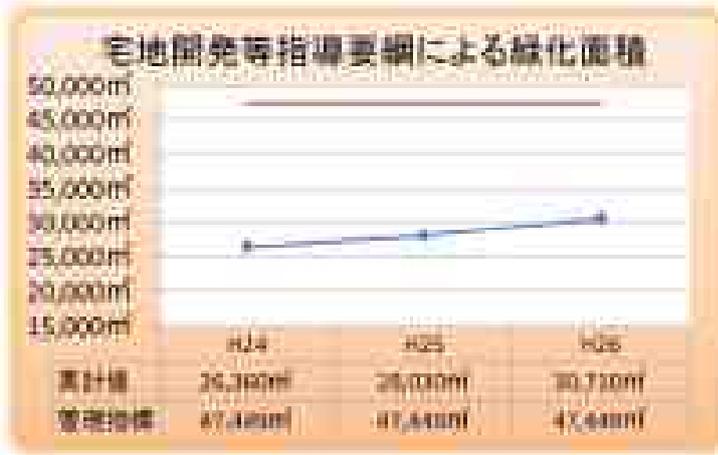
しかし、近隣の方々の理解が得られなければ、せっかくの餌やりの活動も、近隣トラブルを招く原因となってしまいます。また、餌やりの方法についても、むやみに餌を放置する方法では、衛生環境を悪化させ、周囲に迷惑をかけてしまうこともあります。

餌やりについて困っている・悩んでいることがありましたら、気軽にご相談ください。

方針 4 自然と調和した良好なまちなみの形成

自然と調和した良好なまちなみの形成の進捗				
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		28,029.50m ²	30,709.56m ²	47,448.50 m ²

平成 19 年度以降の宅地開発等指導要綱による緑化面積累計値とし、達成度合いは現状までの状況を勘案して年平均 8%を基準とします



羽村市は、これまで職住近接の都市として良好な都市環境を維持し、公害の少ない、みどり豊かな自然と調和した都市として発展してきました。

住居地域や工業地域が共生する羽村市特有の都市構造を生かし、快適な生活空間と自然が調和したまちなみを確保していきます。

方針 5 みどりによる災害対策

みどりによる災害対策の進捗				
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		729.13	729.13m ²	692.67 m ²

1 辺が 30m 以上連続し、かつまとまりのある樹木・樹林地を緩衝緑地帯と定義し、その面積について、年平均▲0.5%を基準とします

表中の条件を満たすものであれば、私有地、公有地を問わず算定します。緑被率調査の際の航空機写真から面積を算出していますが、緑被率調査は、平成 18 年度以来行っていないため、現在の面積は算定できません。しかし、平成 25 年度、平成 26 年度は緑地での大規模な開発等がないため、大きな変動はないと考えています。



都市部における緑地や道路の街路樹は、多様な災害対策機能を有しており、都市災害の被害軽減効果が期待されています。

緑地の減少が見られる市内においても、災害を軽減する緩衝緑地としてのみどりの必要性を認識し、これにふさわしいみどりの質や量を保全していく必要があります。

循環型社会

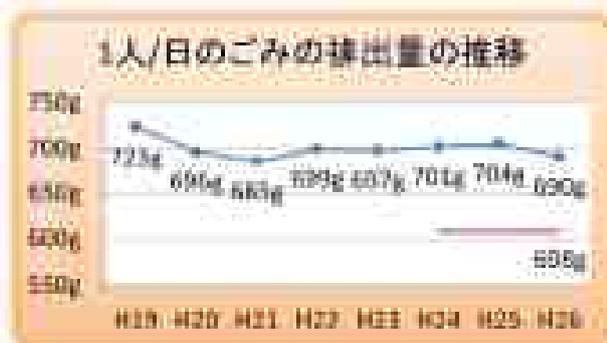
3R（リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）を推進し、ごみが少なく、資源を有効に利用し、資源が循環するまちを創出します。

方針 1 3Rの推進

3Rの推進の進捗

管理指標	項目	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		① ごみ排出量	704.1g/人・日		
② 総資源化率		37.3%	36.8%	38.4%	

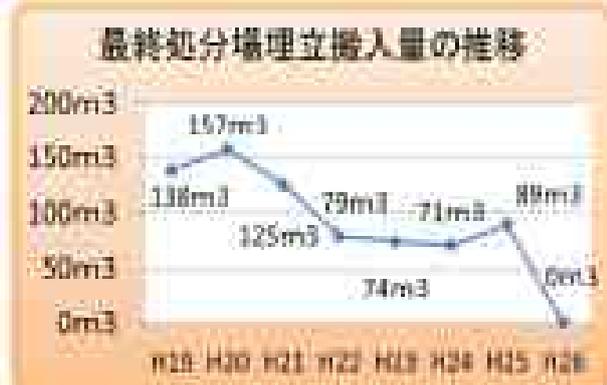
ごみの排出量は1人が1日あたりに排出する資源を含むごみの量
達成度合いは、羽村市一般廃棄物処理基本計画との整合を図り、①は608g/人・日、②は38.4%を基準とします



市では、一般廃棄物の戸別収集・一部有料化、事業系ごみの廃棄物手数料の改正などの排出抑制を推進するとともに、粗大ごみのリユース事業の展開、分別品目の見直しなどにより資源化を総合的に推進し、ごみの排出量の、最終処分場埋立搬入量とも抑制することができています。

総資源化率についても、高いレベルを維持しています。

平成26年度には、それまで最終処分場埋立搬入していた廃棄物を、再利用できる処分方法に転換したため、搬入量が0になりました。



しっかり分別
きっちり資源へ！



方針 2 ごみの適正処理

ごみの適正処理の進捗				
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		100%	100%	

不法投棄（被害性が高く、事件性のある規模のもの）、一般廃棄物無許可収集運搬、資源持ち去りの苦情等による事案の改善割合について、達成度合いは100%を基準とします

近年、事件性のあるような不法投棄はなく、一般廃棄物無許可収集運搬もない。資源持ち去りについては、まれに相談が寄せられますが、その都度対処しています。



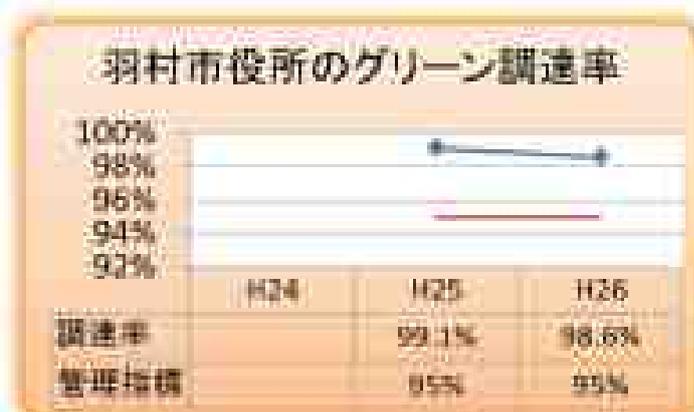
市内においては、今のところ、大規模な不法投棄などのごみの不適正な処理事例はありませんが、資源物の持ち去りや、一般廃棄物運搬許可を受けずに収集運搬する事業者等による不適正な収集運搬が行われる可能性が考えられます。

方針 3 グリーン購入の推進

グリーン購入の推進の進捗					
管理指標	項目	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
	① 市民・事業者		—	—	
② グリーン調達率		99.1%	98.6%	95%	グリーン調達率

市民・事業者については、アンケート結果について、達成度合いは取り組み率50%を基準とし、市のグリーン調達率は市の調達基準に基づいた調達率について、達成度合いは統合実行計画との整合を図り95%を基準とします

市民・事業者へのアンケートは平成27年度羽村市政世論調査でアンケートを実施します。



市では、平成25年度に「羽村市エネルギー使用の合理化及び地球温暖化対策統合実行計画」を策定し、省エネ化やグリーン調達を積極的に行っています。

グリーン購入ってなあに？
 買う前に必要かどうかをよく考えて、環境負荷ができるだけ小さいものを購入すること

3 自然環境分野

～人と自然と生物が調和しながらめぐる、うるおいのまち～

先人より受け継いだみどり、多摩川や多様な生物が共生する生態系を守るとともに、新たなみどりを育み、人と自然と生物が調和しながらめぐる、うるおいあるまちを創ります。

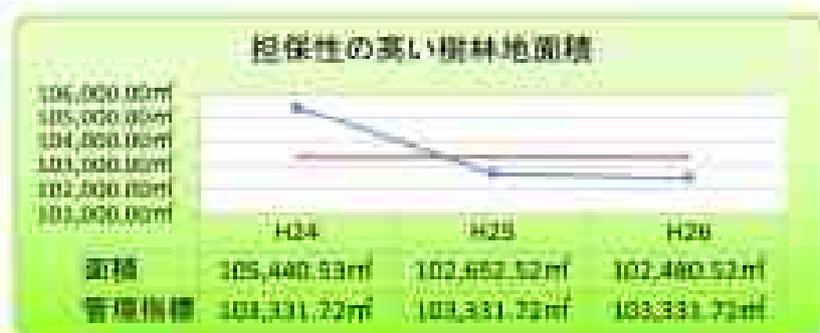
樹林・緑化

樹林地、歴史ある樹木など既存のみどりを保全するとともに、屋上や駐車場などの都市空間に新たなみどりを創出します。

方針1 既存のみどりの保全

既存のみどりの保全の進捗				
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		102,652.52m ²	102,480.52 m ²	

担保性の高い樹林地とは、公有化されている樹林地・緑地および保存樹林地のことをいいます
 達成度合いは、第1次計画実績および東京都調査のみどり率における多摩地域の平均減少率から▲2.0%とします。



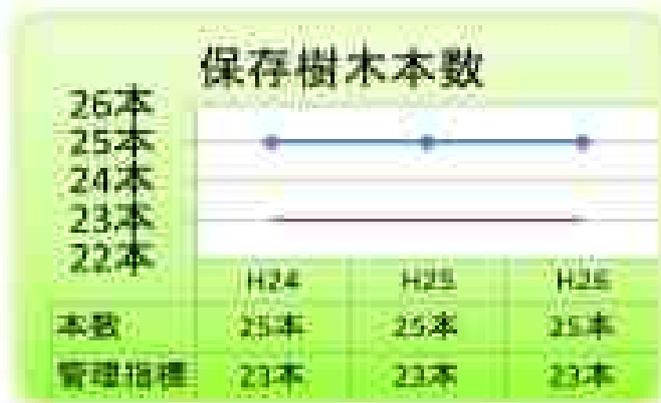
既存のみどりとは、市内に現存している樹林等のみどりのことをいいます。市内には、このような既存のみどりを守るため、公有化している樹林地があります。



歴史あるみどりの保全の進捗

管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
	25本	25本	23本	

天然記念物に指定されている樹木及び保存樹木制度の指定を受けている樹木は老化しており、保存措置等を行っているものの、台風等の天災により損失していることから、達成度合いは年平均▲1%とします



市では、「羽村市樹林地及び樹木の保存に関する条例（昭和60年施行）」に基づき、市内の樹木を「保存樹木」として指定し、所有者に適正な維持管理に努めていただいています。

市内には、保存樹木の他に、平将門を討った藤原秀郷が植樹したという伝説のある阿蘇神社のシイ（スダジイ）や羽村橋の大ケヤキがあります。この2本は東京都天然記念物の指定を受けています。



阿蘇神社のシイ（スダジイ）

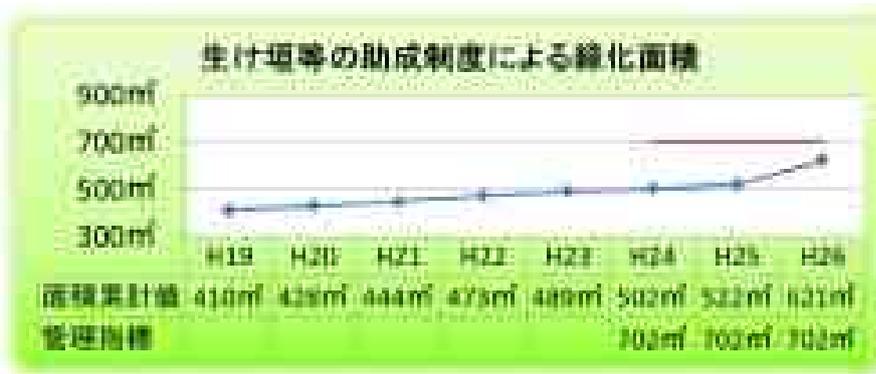


羽村橋の大ケヤキ

方針3 新たなみどりの創出

新たなみどりの創出の進捗				
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		521.58m ²	620.91 m ²	702.32 m ²

生け垣等の緑化助成制度による緑化面積（生け垣はメートル×0.6メートルにて面積換算）累計値
現状の緑化助成制度による状況を基本として、達成度合いは年平均4%とします



市では、平成3年度から生け垣の設置助成制度を開始し、平成26年度からは、庭木緑化や屋上緑化なども対象にした「羽村市新たなみどりの創出助成制度」を開始しました。今後も引き続いて都市化が進むことが予測されますが、都市の環境・まちなみに調和した、新たなみどりの創出を進めていきます。

新たなみどり設置費助成制度ってなあに？

市内で、新たに土地や建物に緑化を施す方に対して、その経費の一部を助成する制度です。新たなみどりを創出することで、地域の特性に合った多様な生物が共生できる環境が増え、潤いとやすらぎ、安全で良好な都市環境を確保することができます。



田 園

田園のみどりを保全し、いこいのあるまちを守ります。

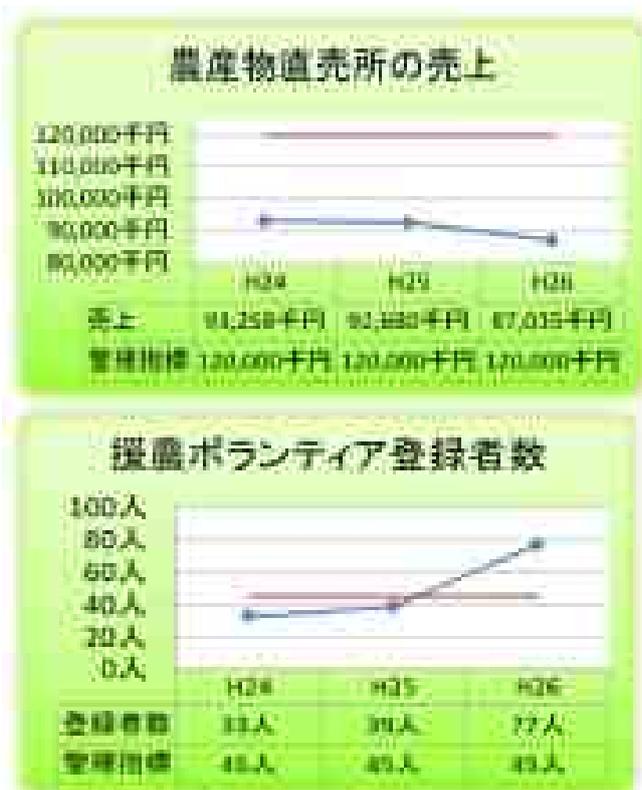
方針 1 都市農地の保全

都市農地の保全の進捗					
管理指標	項目	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備 考
	① 農産物直売所の売上	92,680 千円	87,035 千円	120,000 千円	
	② 援農ボランティア活動者数	39 人	77 人	45 人	
	③ 学校給食の地元農産物利用割合	17.0%	19.0%	23.0%	
	④ 農地面積	51.2ha	46.1ha	36.9ha	

①から③は第五次羽村市長期総合計画における 28 年度目標値、④は現状までの推移を勘案して、年平均▲2%を基準とします

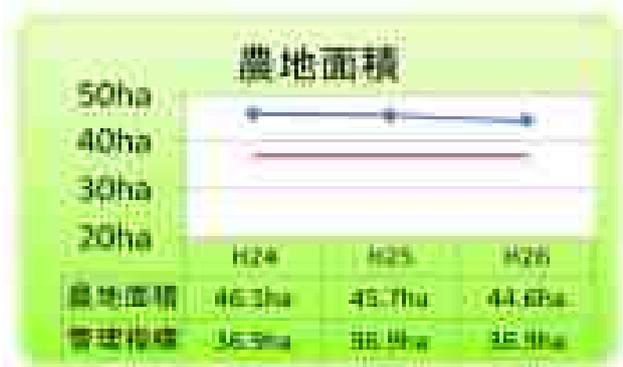
農地は、自然環境の保全、地下水のかん養、自然景観の形成、生態系の維持などの機能を有しています。都市農地は、消費地の近く新鮮な農産物の供給が可能であり、貴重な緑や生態系の確保など、都市環境を支える多面的な役割を果たすとともに、農業体験など自然に触れることのできる場にもなっています。

市では、市内農業の特性に即した農産物直売所による農産物販売促進、農業体験農園の支援、援農ボランティア制度の運用など、地域に根ざした農業を推進し、都市農地の保全を図っています。



「援農ボランティア」とは、農家とともに農産物の生産を手伝うボランティアです。

ボランティアは登録制で、農家の忙しい時期などに活動をお願いすることになります。



生産緑地の指定などにより、農地の保全を図っていますが、近年は都市化の進行、農業従事者の高齢化や相続に伴う土地の売却などにより、農地が減少してきています。



方針 2 田園によるみどりの保全（伝統的農の風景）

田園によるみどりの保全の進捗				
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		20.4ha	20.4ha	20.2ha

上図範囲のみどり率（緑被面積に公園などのオープンスペースを加えたもの）の面積について、現状までの状況を勘案し、年平均▲0.1%とします



“田園によるみどり”とは、まとまりのある水田や畑を中心に、水路や湧水等の水環境、周辺の緑地帯が複合的に存在し、羽村の伝統的な農の風景を構成しているみどりのことをいいます。

平成 26 年度は大きな土地の改変などもなく、みどりの面積を保全しています。



上図の黒色線の範囲は、田園によるみどりの保全の進捗を図るための、みどり率を求積する範囲です。上図左側には多摩川、中央部にはまとまりのある田園、水路、根がらみ崖線が複合的に存在していることがわかり、パッチワークのような美しい風景が見てとれます。

公園緑地

みどりを守るため、地域とともに公園のみどりを保全し、地域に親しまれる公園を整備します。

方針 1 みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備

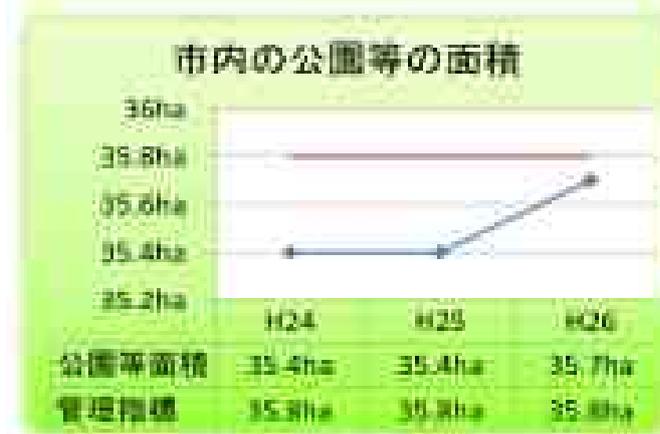
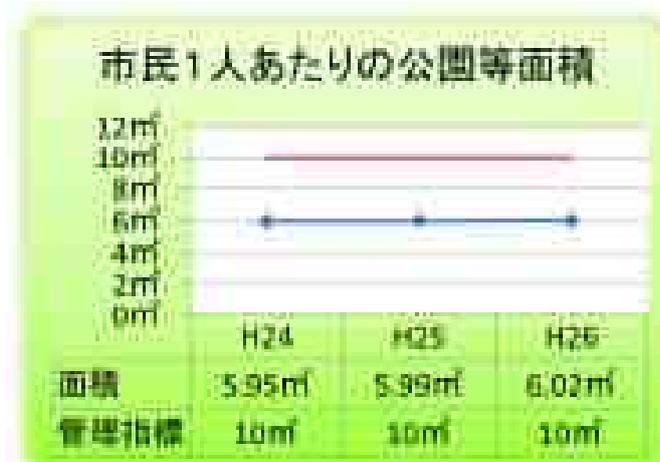
みどり豊かな地域に親しまれる公園の整備の進捗

管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
	35.4ha	35.7ha	35.8ha	公園等による緑化面積

達成度合いは、市立公園・ポケットパーク等の面積について、現状までの状況を勘案し年平均0.1%基準とします。なお市民一人当たりの都市公園面積は10㎡を目標とします

市ではこれまで、市民の憩いの場や緑の保全の場として、また、災害時の避難場所などとして多面的な機能を持った公園の整備を進めてきました。また、市内には、水木公園や加美緑地などの崖線を中心とする緑地公園や動物公園や水上公園など豊かな自然環境と一体となっている公園など、みどり豊かな公園が存在し、生態系を守ってくれています。

現在、市内の公園では、多くの公園ボランティアの皆さんが清掃や草花の植栽などを行っており、公園の維持管理の重要な担い手となっています（H26年度2,356人）。



水 環 境

水の有効利用、雨水の地下浸透、地下水の涵養に努めるとともに、多摩川の清流を守り、適正な水の循環を創出します。

方針 1 適正な水の循環（雨水の管理）

適正な水の循環（雨水の管理）の進捗

管理指標	項目	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
①	雨水浸透施設助成	364件	380件	642件	助成件数累計値
	道路の透水性・保水性舗装面積	18,661.4m ²	19,170m ²	21,734.0 m ²	

達成度合いについて、①は第五次羽村市長期総合計画における助成件数を勘案し年 30 件を基準、②は現状までの推移を勘案して年平均 1.8%を基準とします

適正な水の循環は地下水を涵養し土壌やみどりを潤すなど、生物の生命維持活動の根拠ともいえる重要な要素の一つです。青梅線以西には、わずかながら崖線下に湧水が残っていますが、湧出量は決して多くはなく、今後、湧出なくなる懸念もあります。

近年では、地表が舗装などの人工物で覆われ、地下への浸透量が減少してきています。透水性・保水性の舗装や雨水浸透施設の設置を推進し、適正な水の循環を進めていきます。

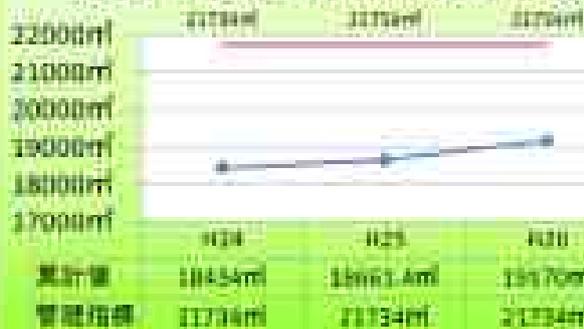
雨水浸透施設助成件数



市内の戸建住宅および集合住宅の屋根に降った雨水を、地中に浸透させる浸透ますおよび、浸透トレンチを設置するための工事費の一部を助成しています。



透水性・保水性舗装路面の面積推移



透水性・保水性舗装をしていくことで、地下への浸透量を増やしていきます。



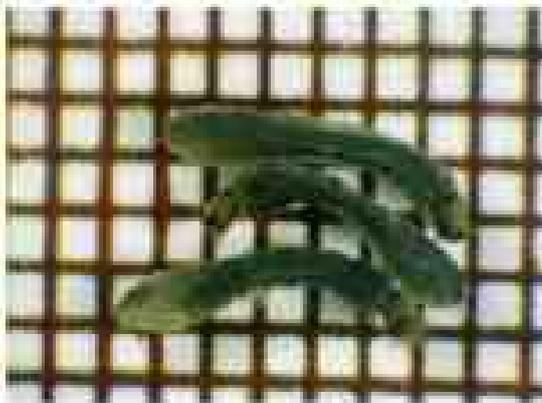
河川の保全の進捗

管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
	6	6.3		

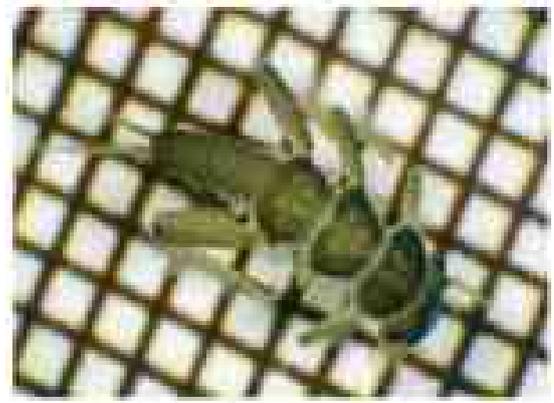
生物学的水質調査の判定結果を上図のように7段階に指数化し、各年度ごとに調査結果の指数を平均化したものについて、達成度合いは水量や気温の変化の影響を勘案し、現状維持を基準とします



多摩川中流域



キアシツメトゲブユ



カミムラカワゲラ



チャツツケイソウ



ウグイ

自然景観

多摩川周辺の自然や田園風景、崖線のみどりなどの自然環境の保全と再生に努めることによって美しい自然景観を守り、うるおいのあるまちを目指します。

方針 1 多摩川周辺の自然景観の保全

多摩川周辺の自然景観の保全の進捗

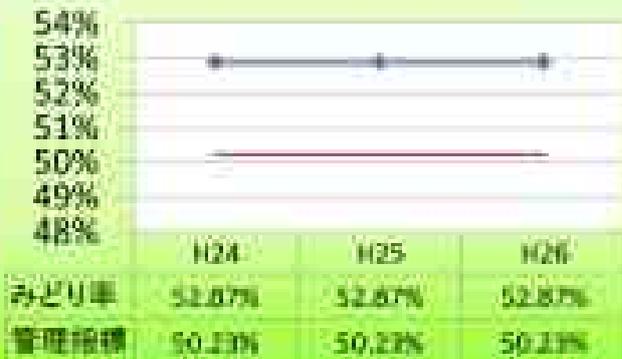
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		52.87%	52.87%	50.23%

羽西 1・2・3、羽加美 2・3・4、羽中 3・4、羽東 2・3、玉川 1・2 丁目、羽（多摩川）、川崎字下河原のみどり率について、都市化や相続等の要因を勘案して年平均▲0.5%を基準とします

多摩川周辺は水とみどりが調和した美しい自然環境を有しており、田園や寺社林、多摩川右岸の羽村草花丘陵を中心とする自然景観など、春夏秋冬さまざまな自然の風景が楽しめます。しかしながら、都市化の進行において、秩序の開発等が行われた場合、このような美しい自然環境が損なわれる場合があります。

今後も、引き続いて良好な多摩川周辺の自然景観を保全していきます。

多摩川周辺のみどり率



平成 26 年度までに、大きな土地の改変などもなかったことから、みどり率を維持しています。



羽村堰



みどり率ってなあに？

緑が地表を覆う部分に公園区域・水面を加えた面積が、地域全体に占める割合のこと

崖線のみどりの保全の進捗

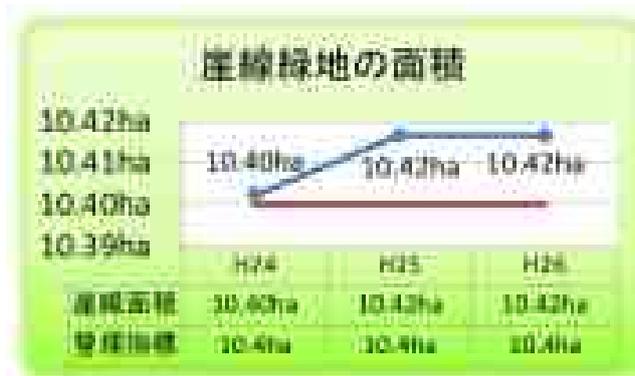
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		10.4ha	10.4ha	10.4ha

五ノ神崖線、川崎崖線、羽村崖線、根がらみ崖線、美原崖線、小作崖線の面積について10.4haを基準として、現状維持とします

市内の崖線は、主に多摩川の浸食作用によってできた崖地の連なりです。崖線のみどりは、自然の地形を残し、かつ市街地の中で市の境界を超えて連続して存在するみどりで、湧水や生物などの自然資源が多く存在し、市内のみならず東京のみどりの骨格として、都市化が進む中でみどりのある貴重な空間となっています。

市内には、五ノ神崖線、川崎崖線、美原崖線、小作崖線などがありますが、市ではこれまで、保存樹林地の指定などによって崖線を保全してきました。

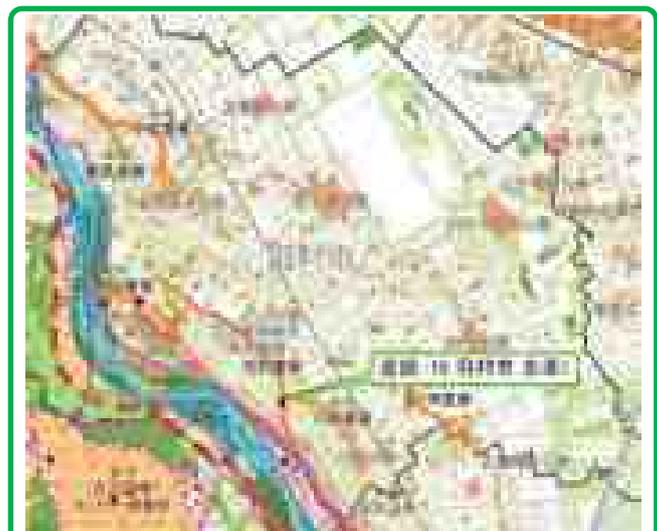
一方で、一部において傾斜地（崖線）への開発行為も見受けられ、無秩序な開発行為は、市内のみどりの骨格である崖線を減少させる可能性があることから、今後も保全していくことが求められています。



平成 25 年度の増加は地積更正を行ったためです。



グリーントリム公園も崖線の一部です



緑確保の総合的方針_既存のみどりを守る方針図より引用（平成 22 年 5 月東京都・特別区・市町村）
市内におけるみどり・生態系の骨格として、崖線は重要な役割を持ちます。
現在、崖線は公有緑地、公園、保存樹林地として保全しています。

崖線ってなあに？

河川や海の浸食作用でできた崖地の連なりのことをいいます。羽村市では、長い年月をかけて多摩川によって多摩川に浸食された崖線が、市内のみどりの骨格を形成しています。

生物多様性

地域にあった多様な生物が共生する環境と、共生と循環による自然のことに沿った行動を進め、人と自然が共生するまちを目指します。

方針 1 多様な生物が共生できる環境の確保

多様な生物が共生できる環境の確保の進捗				
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		30.3%	30.3%	28.3%

みどり率（樹林地・草地・農地・公園の緑被率に公共水面等のオープンスペースを加えたもの）について、現状の状況、多摩地域の状況を勘案し、年平均▲0.2%を基準とします

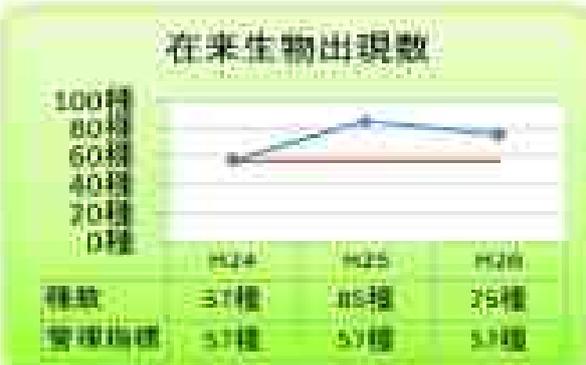


生物は、生態系というひとつの環の中で深く関わり合い、つながり合って生きています。私たちは、生物多様性が、現在及び将来の「すべての生命が存立する基盤」を整えていることについて、認識しなければなりません。

方針 2 在来生物の保全

在来生物の保全の進捗				
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		85種	75種	57種

水生生物調査において出現した在来生物（底生生物及び魚類）の種類について、現状維持（平成24年度値）を基準とします



近年、都市化や緑化の減少などにより、在来生物の種類も減少する可能性が高くなっています。これからは、在来生物を保全し、種や遺伝子の多様性を確保する必要があります。



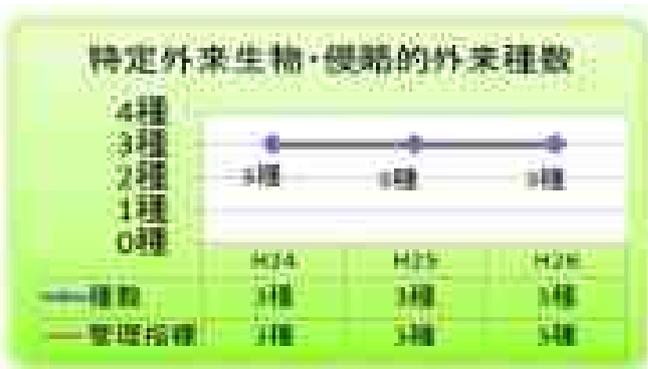
方針 3 外来種対策

外来種対策の進捗

管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		3種	3種	3種

市内において確認されている特定外来生物及び侵略的外来種の種類について、現状維持を基準とします

外来種とは、他の地域から入ってきた生物のことをいいます。外来種のうち、外来生物法によって特定外来生物に指定されているものは、許可されている場合を除き、輸入、飼育、保管などや野外へ放つ、植える及び蒔くことも禁止されています。市内の状況を見てみますと、特定外来生物であるウシガエル、ガビチョウ、アライグマの出現が市民等からの連絡により確認されていますが、今のところ生態系への大きな悪影響は確認されていません。



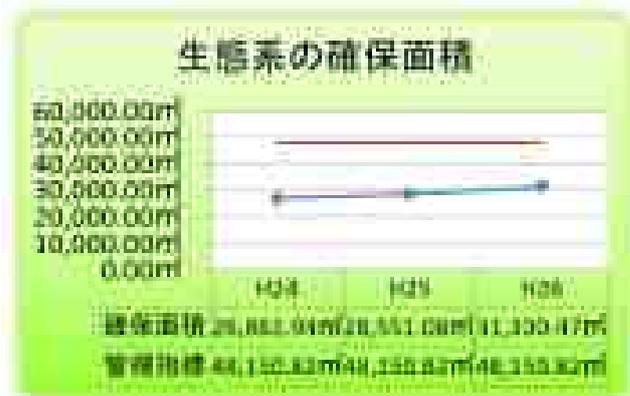
市内において生息が確認されている、特定外来生物のウシガエル。食用として人によって輸入されたもので、この飼料としてアメリカザリガニも輸入されました。ウシガエルは捕食性・環境への順応性・繁殖力とも高く、生息個体数を拡大させると危険です。

方針 4 市街地における生態系の確保

市街地における生態系の確保の進捗

管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		28,551.08m ²	31,330.47 m ²	48,150.82 m ²

達成度合いは、平成 19 年度以降の宅地開発等指導要綱及び緑化助成制度による緑化面積累計値について年平均 3% を基準とします

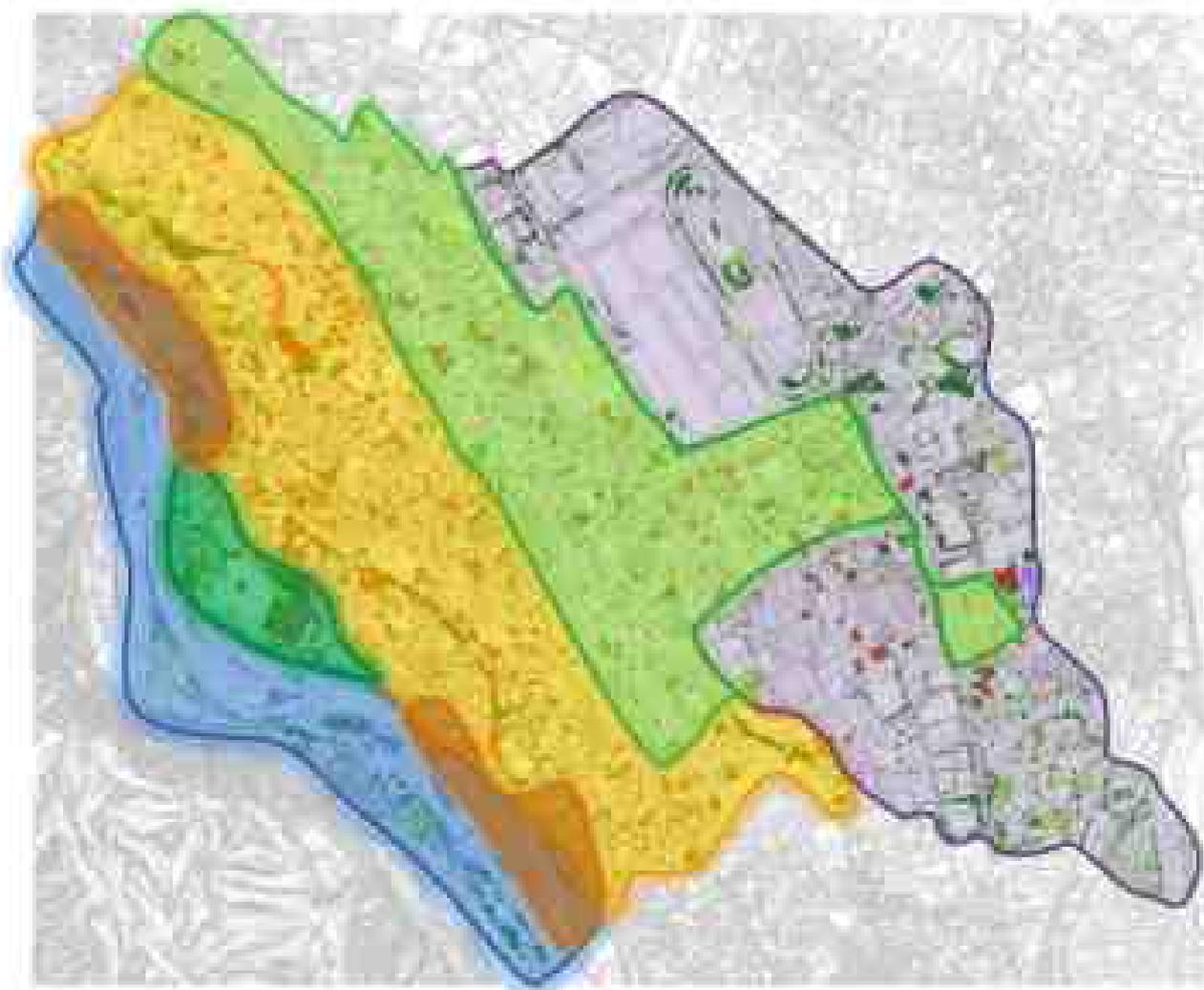


市内には、带状に続く寺社林、畑や雑木林、公園などが点在し、みどりが保全されています。今後は、多様な生物が共生できる生態系という観点をもって、総合的に緑化を進めていくことが求められています。



ビオトープには鳥や虫が集まります

自然環境分野の“みどり”のエリアマップ



既存のみどりの保全エリア

歴史あるみどりの保全エリア

新たなみどりの創出エリア

新たなみどりの創出（遊樂緑地）エリア

田園によるみどりの保全（伝統的農の風景）エリア

多摩川周辺の自然景観の保全エリア

既存のみどりの保全エリア

既存のみどりが多い市街地で、屋敷・樹叢林・雑木林地が存在し、みどりと生物相の豊かなエリアです。このエリアでは、都市化の進行などによるみどりの減少が懸念されることから、樹林・緑化の方針として『既存のみどりの保全』、田園の方針として『雑木林地の保全』、自然景観の方針として『既存のみどりの保全』、生物多様性の方針として『在来生物の保全』を重点的に取り組み、豊かなみどり・土生動物を保全し、持続的利用を推進します。

歴史あるみどりの保全エリア

伝統的な文化が多い市街地で、屋敷林・雑木林地に加え、寺社林、史跡、自然記念物等の文化財が自生し、これらと一体となった美しい自然景観が特徴的エリアです。このエリアでは、自然の歴史や都市化の進行などが懸念されることから、樹林・緑化の方針として『歴史あるみどりの保全』、田園の方針として『雑木林地の保全』、生物多様性の方針として『在来生物の保全』を重点的に取り組み、いくものとしてします。

新たのみどりの創出エリア

都市部の中で商業地が多い市街地で、公園、都市農地、樹林地、住宅や商業施設の緑によってみどりが充実しているエリアです。このエリアでは、都市化の進行が最も顕著で、みどり率が低いことから、樹林・緑化の方針として『新たのみどりの創出』、田園の方針として『都市農地の保全』、公園緑地の方針として『みどり豊かな地域に創出される公園の整備』、生物多様性の方針として『都市部における生態系の確保』を重点的に取り組み、いくものとしてします。

新たのみどりの創出（緩衝緑地）エリア

大規模な工場や事業場がある地域と、これに隣接する中小規模の工場・事業場と住宅、自治体調性区域からなる地域で、工場等の緑地、公園、都市農地、樹林地、住宅の緑によって、比較的まとまりのあるみどりが創出しているエリアです。このエリアでは、土地の用途が複雑であることから、その複雑性に合わせ、都市部農地の生涯確保の方針として『みどりによる災害対策』、樹林・緑化の方針として『新たのみどりの創出』、田園の方針として『都市農地の保全』、生物多様性の方針として『多様な生物が共生できる環境の確保』を重点的に取り組み、いくものとしてします。

田園によるみどりの保全（伝統的農の風景）エリア

伝統的な田舎・農村、公園、屋敷林が存在し、みどりと生物相の豊かなエリアです。このエリアでは、農村の伝統的農の風景が唯一残り、林に田舎田が点在することから、田舎のみどりの保全を重点的に取り組み、いくものとしてします。農村のみどりの保全となる地域を支援します。

多摩川周辺の自然景観の保全エリア

伝統的な田舎、多摩川、玉川上流、河川敷の風景が残り、みどりと生物相の豊かなエリアです。このエリアでは、農村の伝統的農の風景となっていることから、水源地の方針として『河川の保全』、自然景観の方針として『多摩川周辺の自然景観の保全』、生物多様性の方針として『在来生物の保全』、生物多様性の方針として『水源地対策』を重点的に取り組み、いくものとしてします。

4 地球環境分野

～みんなと地球にやさしい、スマートなまち～

すべての人が環境の大切さを考え、枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化と再生可能エネルギーの利用拡大を進め、環境負荷の少ない、地球と生物にやさしい、スマートなまちを創ります。

地球温暖化対策

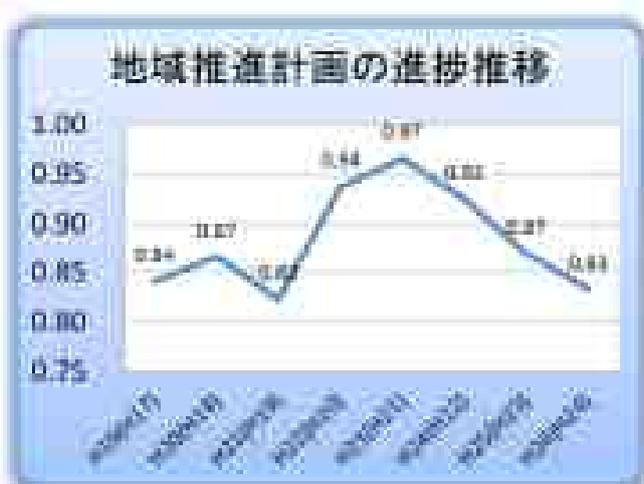
地球温暖化を防止するため、羽村市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、取り組みを推進し、市域から生じる温室効果ガスを削減します。

方針 1 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策の進捗				
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
	0.87	0.83	1.00	

地域推進計画の進捗指数は、市域からの温室効果ガス排出量とエネルギー使用量について、目標年次である平成32年度の目標量 232kt-CO₂（トロン単位の二酸化炭素換算量）と 3,002TJ（テラジュール、熱量換算量）を達成するために必要な各年度の2要素の目標量と実績の達成率を指数化したものです

地球温暖化対策の主たるものは、温室効果ガスの削減であり、温室効果ガスのうち二酸化炭素が95%程の割合を占めており、地球温暖化の最大要因とされています。市内では、地球温暖化の影響による、生態系の分布の変化、大雨の発生頻度の増加、農作物の生育不良等の顕在化までには至っていませんが、対策が進まなければ、今後は顕在化する恐れがあります。



市では、市域から温室効果ガスの排出量を削減するため、「羽村市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、対策を進めており、平成22年度以降は目標水準に近い値となっています。

左記の表は温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の各要素について各年度の目標水準と比較し、指数化した値です。

パリ協定…平成27年12月12日に締結された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定。2020年以降の地球温暖化対策を定めています。気候変動枠組条約に加盟する全196か国すべてが参加する枠組みとしては、世界初です！

エネルギー対策

枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化と再生可能エネルギーの利用拡大を図り、地球と生物にやさしいエネルギー社会を目指します。

方針 1 枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化

枯渇性資源を利用したエネルギーの使用の合理化の進捗				
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考 市域の枯渇性エネルギー 使用量（熱量換算値）
	3,746.68TJ	3,864.35TJ	3,002.00TJ	
達成度合いは、オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」による羽村市内のエネルギー消費量を熱量換算したものについて、地域推進計画の達成に必要な 3,002TJ とします				

枯渇性資源を利用したエネルギーとは、天然資源（石油・石炭・ガスなど）を利用して発生させるエネルギーのことをいい、多くは燃焼などによってエネルギーを抽出することから、その結果生じる温室効果ガスの発生と資源の枯渇という問題を併せもっています。

市では、第四次羽村市長期総合計画や第 1 次の環境基本計画などにより、枯渇性エネルギーの使用を合理化、省エネ化を、市民等や事業者等と協働して推進してきました。今後は、よりエネルギーの省エネ化が求められていきます。



平成 20 年は、アメリカの金融機関が破たんしたことに起因する“リーマンショック”による影響が大きいとみられます。

グラフにあるように、経済の状況に左右される要素も多くあるので、経済発展だけではなく、省エネ化を推進していく必要があります。



化石燃料ってあと何年分あるの？

石油	42 年
天然ガス	60.4 年
石炭	112 年

(出典:電気事業連合会)

再生可能エネルギー利用拡大の進捗

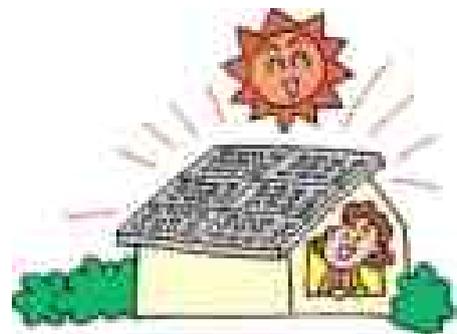
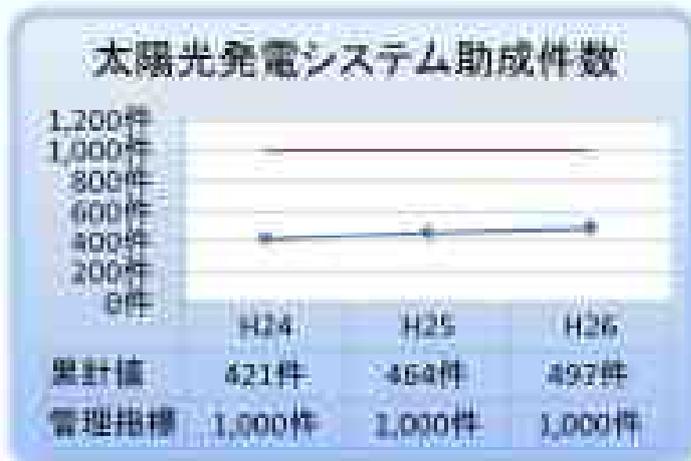
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
	464件	497件	1,000件	

達成度合いは、市域にて再生可能エネルギー利用設備を設置している件数（国・東京都・市による市民・事業者の助成等対象件数）について、現在の助成制度の状況から1,000件を基準とします

再生可能エネルギーとは、太陽光、太陽熱、風力、波力、潮力、流水、地熱、バイオマスなどがあります。これらは、自然のプロセスの中から生じているため、地球上の二酸化炭素を増やすことなく、枯渇性エネルギーのような有限的性質もないため、地球環境への負荷を低減することが可能な資源です。

市内における、再エネの利用としては、太陽光発電、太陽熱給湯、小型風力発電などがありますが、その大多数が太陽光の利用です。

市では、平成14年度から太陽光発電システム設置費助成制度を開始し、平成26年度は「羽村市創省エネルギー化助成制度」のメニューの一つとして、太陽光発電システム設置費助成を行っています。



創省エネルギー化助成制度ってなあに？

市では、これまで太陽光発電システムや住宅の省エネリフォームへの助成を行ってきましたが、これらを一本化した新たな助成制度を平成26年度から開始しました。

【助成メニュー】

太陽熱利用給湯システム／家庭用ガス発電給湯システム木質バイオマス利用設備／LED照明改修工事／浴室および浴槽の高断熱化改修工事／トイレの節水改修工事／次世代自動車導入（電気自動車など）

【エコポイント】

助成は、市内での買い物に利用できる「エコポイント」として付与します。

助成した金額が、市内で使われるため、市内での消費喚起にもつながっています！

スマートライフ

スマートグリッド、スマート交通システムなど先端の情報・環境技術を積極的に導入し、市民生活の利便性を向上させつつ、人がスマートに暮らす、地球と生物にやさしいまちを創出します。

方針 1 スマートグリッド形成の研究と整備

スマートグリッド形成の研究と整備の進捗

管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		—	0%	50%

達成度合いは、スマートメータ世帯普及率について、電気事業者の普及計画から普及率 50%を基準とします



羽村市環境とみどりの基本計画におけるスマートグリッドとは、「地域特性を踏まえたうえで、従来からの集中型電源と送電系統との一体運用に加え、情報通信技術の活用により、太陽光発電等の分散型電源や消費者の情報を統合・活用して、高効率、高品質、高信頼度の電力供給システムの実現を目指すもの」としています。

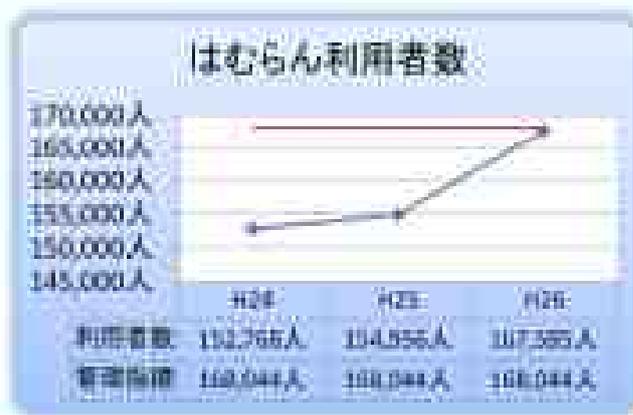
普及率については、電気事業者から公表され次第、お知らせしていきます。

方針 2 スマート交通システムの研究と整備

スマート交通システムの研究と整備の進捗

管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		154,956 人	167,585 人	168,044 人

達成度合いは、はむらんの利用者数について年平均 1%を基準とします



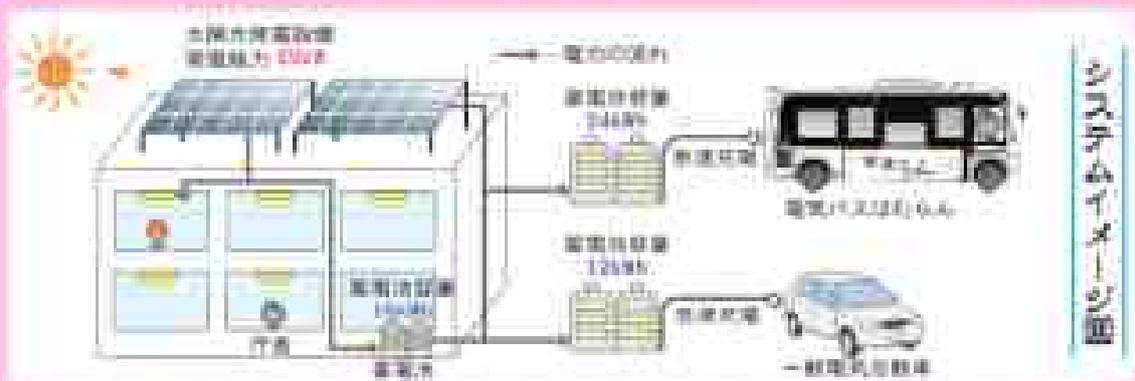
環境とみどりの基本計画におけるスマート交通システムとは、「公共交通機関と個人の保有車両について、市民等の生活の質を向上しつつ、環境負荷低減を可能とする交通システム」のことを言います。

市内を走るコミュニティバスはむらんには、電気自動車もあり、スマート交通システムの構築へ向けて運行を開始しています。

世界的な先進事業 AZEMS (All Zero Emission Mobile System) プロジェクト
 市では、太陽光発電システムを設置して、太陽光で発電した電力で「電気バスはむらん」
 などの電気自動車を走らせる事業「AZEMS (エイゼムス)」を展開しています。

【事業効果】

- ① 太陽光発電の電力で走るのので、CO2 排出ゼロの究極のエコカー！
 ※「エネルギーを創る→使う」までに CO2 の排出がゼロになります。
- ② 余剰電力を市役所庁舎で使うため、火力発電などの電力使用量を減らします！
- ③ 電力使用のピークカットを実現します！
 ※ピークカット…電力需要が集中する時間帯の供給電力量を低く抑えること
- ④ 災害時には、蓄電池から避難所などへ電力を供給できるようになります！



市役所西分庁舎屋上

市役所西庁舎屋上の様子



西庁舎屋上に 70枚、西分庁舎屋上に
 120枚の太陽電池モジュールを設置
 しています。
 1年間で約 53,000kwh を発電し
 ます。これは、一般的な家庭の
 約 17世帯が 1年間に使用する量に
 なります。

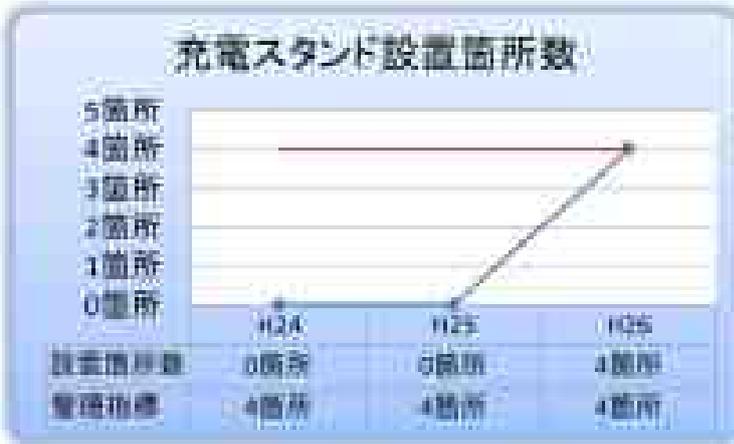


方針 3 次世代自動車とエネルギー供給インフラの推進

次世代自動車とエネルギー供給インフラの整備の進捗				
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		0カ所	4カ所	4カ所

達成度合いは、市域の一般開放型の次世代自動車用エネルギー供給インフラ4カ所を基準とします
(24年度値は東京都充電スタンドマップのものです)

次世代自動車は、環境に配慮した地球にやさしい自動車であり、スマート交通システムの中核を担うものです。しかし、次世代自動車は、従来の自動車と異なり、駆動方式（原動機）や駆動させるためのエネルギーが新しいものが多く、全国的にエネルギー供給インフラ整備が待たれています。



市内には、自動車販売店、ビジネスホテルや市役所駐車場などに設置されています。

従来のガソリンスタンドと比較するとかなり少ない状況です。

市民等、事業者等、国、東京都等と連携・協力して、次世代自動車用エネルギー供給インフラの整備を推進します。

太陽光で発電した電力で電気自動車を走らせよう！

平成27年12月7日から太陽光で発電した電力で「電気バスはむらん」などを走らせる事業「AZEMS」がスタートしました。

この事業では、市民の皆さんの電気自動車にも無料で供給できるようになります。ぜひ、利用してください。



5 環境情報分野

～すべての人が環境を考え、学び、助け合う、実践・行動のまち～

すべての人がつながり、環境について自ら考え、ともに学び、ともに助け合い、絆をもって、みんなが輝く環境のまちを創ります。

環 境 学 習

誰もが生涯を通じて環境を学べるよう、事業者、学校、団体等と連携、協力、協働し、環境学習に積極的なまちを創出します。

方針 1 多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進

多様な主体と連携してすすめる環境学習の推進の進捗				
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
	6	5	8	
多様な主体と連携して行っている環境学習関連の事業数				

市内では、環境問題を改善するために、環境学習を行う市民等や事業所等が増えることにより、地域や多様な主体と連携した環境学習機会創出のニーズが増えています。

今後も、小中学校における環境学習、市民団体と連携したみどりの環境教室やホテル観察会など、多様な主体と連携して環境学習を推進しています。

<環境フェスティバル>
平成 26 年 6 月 7 日 参加者 約 2,000 人

<ホテル観察会>
平成 26 年 6 月 21 日 参加者 約 790 人

<水辺観察会>
平成 26 年 8 月 6 日 参加者 38 人

<みどりの環境教室>
平成 26 年 11 月 9 日 参加者 19 人

<リユース食器事業>
貸出件数 41 件 参加者数 14,720 人 貸出食器数 32,070 個
年間二酸化炭素排出量削減値 2,076.44kg-CO₂

	F24	F25	F26
事業数	6件	5件	8件
管理指標	6件	4件	8件

環境活動

誰もが環境活動に携われるよう、地域と連携したみんなで活動できる機会を充実し、環境活動が盛んなまちを創出します。

方針 1 多様な主体と協働した環境活動の推進

多様な主体と連携した環境活動の推進の進捗

管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
	6	6	9	

平成 26 年度事業に関連のある環境活動団体の数 ⇒ 羽村蛍研究会、羽村市環境フェスティバル実行委員会、稲荷緑地の会、美原里山保存会、羽村みどり東京計画実行委員会、エコネットはむら



市では、これまで花いっぱい運動や町内会・自治会による環境美化活動など、多様な主体と協働した環境活動を推進してきました。

平成 24 年度から開催している羽村市環境フェスティバルにおいても、市民・事業者・団体・小中学校・大学などの多様な主体と連携して実施しています。

平成 26 年度の事業に関連のある環境団体
 羽村蛍研究会 / 稲荷緑地の会 /
 美原里山保存会 / エコネットはむら /
 羽村みどり東京計画実行委員会



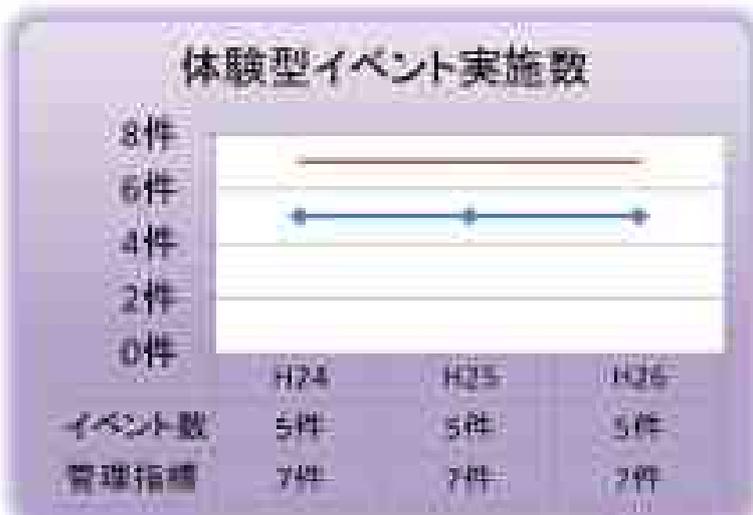
左：稲荷緑地の会
 右上：エコネットはむら
 右下：美原里山保存会

方針 2 体験型環境活動の推進

体験型環境活動の推進の進捗

管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
	5	5	7	

環境学習要素をもつ体験型の環境活動に関連する事業数
 ⇒ホタル観察会、水辺観察会、みどりの環境教室、環境フェスティバル 羽村×八丈エコ教室



体験型の環境学習は、参加者が自ら様々な環境や生物に触れ、学び、感じる“体験”によって、環境の大切さ、自然の大きさ、生物とのつながりなどを体と心で認識することができる重要な機会です。

今後も自然環境などと触れ合う体験型のイベントを実施していきます。



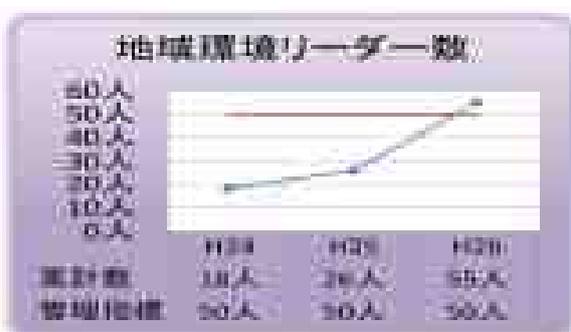
人材育成

環境学習、環境活動における引率的役割を担える人材を育成するため、人材育成機会を創出します。

方針 1 地域環境リーダーの育成

地域環境リーダーの育成の進捗				
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		26人	55人	50人

地域環境リーダー育成に関連する事業に携わったリーダー等参加者数の累計
(26年度関連事業 羽村×八丈エコ教室、羽村みどり東京計画実行委員会、環境フェスティバル実行委員会など)



市では、地域や多様な主体と協働した環境学習や環境活動を推進しており、一度の参加で終わらないように、これらの参加者等について、環境学習や活動事業の企画・運営する機会を設け、継続して環境に関する事業に携わり、環境活動等のリーダーになる人材の育成を進めています。

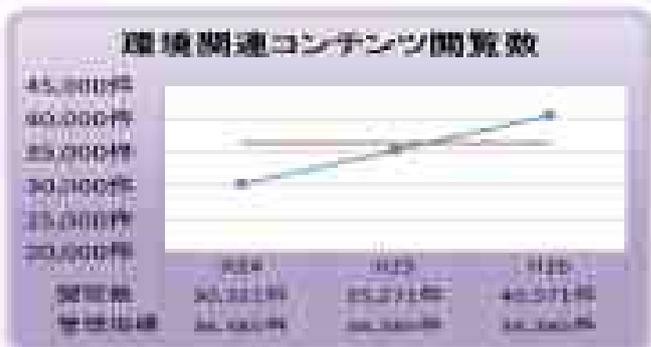
情報発信

環境に関する情報を収集し、適切に情報提供されるまちを創出します。

方針 1 環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進

環境・みどり・生物多様性に関する情報の発信の推進				
管理指標	25年度値	26年度値	計画の達成度合い	備考
		35,271件	40,571件	36,385件

達成度合いは、羽村市公式サイトにおける環境関連コンテンツ数を充実し閲覧者数の増加を図り、年平均 2%を基準とします



環境問題や環境の保全に資する学習・活動などを、市民等・事業者等・市が協働して推進するためには、相互に環境に関する情報を共有化する必要があります。

広報はむら、羽村市公式サイトなどにより、正確な情報提供の迅速化と充実を図っていきます。

あとかき

この報告書は、平成26年度の本市における環境行政の概要をまとめたものです。

この報告書をご活用いただき、環境行政に対するご理解と、環境への関心を深めていただくための一助となれば幸いです。

本報告書は、羽村市環境基本条例に基づき作成し、羽村市環境とみどりの基本計画、羽村市環境マネジメントシステム等との整合を図ったものです。

平成28年3月

羽村市産業環境部環境保全課

羽 村 市 環 境 報 告 書

2016年（平成28年）3月発行

編集・発行 羽村市産業環境部環境保全課

〒205-8601

羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

電話042-555-1111

（内線224～226）

羽村市公式サイト <http://www.city.hamura.tokyo.jp/>
環境保全課メールアドレス s205000@city.hamura.tokyo.jp



はむりん



hamura city environment and green master plan

この本は、地球の環境にやさしい紙【表紙は国内の桜の木の間伐材30%と古紙70%（グリーン購入法総合評価値90）、本文の中紙は古紙パルプ100%（グリーン購入法総合評価値80）】を用いて、地球の環境にやさしい印刷及び製本方法により作成しました。